

令和7年8月 神河町区長会 会議次第

ハートがふれあう住民自治のまち ～大好き！私たちの町 かみかわ～

と き 令和7年8月22日（金）

午前9時00分から

ところ 神河町役場 3階 第3会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 町長あいさつ

4. 協 議 事 項 = 行政より =

(1) 建設課から

- ・秋祭りの道路使用許可申請について (資料1)

(2) 住民生活課から

- ・指定緊急避難場所（集落施設）が使用できない場合の避難先について (資料2)

(3) 農林政策課から

- ・緑の募金のお礼、緑化苗木(資材)の希望調査について (資料3)
- ・動物駆逐用煙火(轟音玉)保安教育講習会の開催について (資料4)
- ・元気森もり活動推進事業（竹藪、桜等）の要望について (資料5)

(4) ひと・まち・みらい課から

- ・コミュニティバスの10月1日付けダイヤ改正について (資料6)

(5) 教育課から

- ・旧神崎公民館内の備品等内覧会の開催について (資料7)
- ・令和7年度体力テスト（体力・運動能力調査）へのご協力をお願い (資料8)

(6) 総務課から

- ・令和7年度町長懇談会の報告について (資料9・別資料)
- ・神河町制二十周年記念式典のご案内 (資料10)
- ・(チラシ) 投稿ビデオを募集しています (資料11)
- ・令和7年国勢調査実施における調査員の区内活動への協力について (資料12)

5. 区長会報告・協議事項

- ・令和7年度神河町行政事務協力謝金のお支払いについて (資料13、机上配付)
- ・子育て応援ネット推進事業広報啓発グッズ（ウェットティッシュ） (机上配付)

6. 今後の予定

・10月定例区長会

日時：10月23日（木）午前9時00分～

場所：第3会議室

対象：全員

・区長会視察研修

日時：10月29日（水）～30日（木）

行先：滋賀方面

対象：全員

※ご案内は、机上配付しております。

※出欠のご報告は、9月22日（月）までに事務局へお願いいたします。

・第56回兵庫県連合自治会大会

日時：11月28日（金）午後1時30分～

場所：三田市総合文化センター 郷の音ホール

対象：区長会役員、会長表彰の被表彰者

※兵庫県連合自治会会長表彰 被表彰予定者

… 作畑区、越知区、中村区、柏尾区、東柏尾区、杉区、宮野区、
南小田区、赤田区、栗区の区長様

※詳細が決定次第ご案内いたします。

・神崎郡連合区長会研修会

日時：令和8年1月23日（金）午後～

※詳細が決定次第お知らせいたします。

行先：市川町文化センター

対象：全員

7. 閉 会

小林副区長会長

➤ 閉会後に少し休憩を入れて、引き続いて「人権研修（1時間程度）」を行います。

【配布資料】

- ・【町封筒】第27回参議院議員通常選挙に係る選挙公報配布委託料のお支払いについて
- ・【 // 同封】行政事務協力謝金のお支払いについて
- ・【 // 同封】区長会視察研修の御出欠について
- ・子育て応援ネット推進事業広報啓発グッズ（ウェットティッシュ）
- ・ひょうご人権ジャーナル「きずな」7・8月

神河町区長会会議録控 [8月区長会]	とき	令和 7 年 8 月 22 日 (金)
	ところ	開会 : 午前 9 時 00 分 ~ 神河町役場 3階 第3会議室
(Main body of the meeting minutes form, containing horizontal lines for text entry)		

報告等締切日一覧表

令和7年8月22日開催

番号	件名	報告の必要性	区長会
	報告先	報告期日	資料番号
1	緑の募金のお礼、緑化苗木(資材)の希望調査について	任意	資料3
	農林政策課	9月19日(金)	
2	動物駆逐用煙火(轟音玉)保安教育講習会の開催について	任意	資料4
	農林政策課	9月19日(金)	
3	元気森もり活動推進事業(竹藪、桜等)の要望について	任意	資料5
	農林政策課	9月19日(金)	
4	令和7年度体力テスト(体力・運動能力調査)へのご協力 のお願い	任意	資料8
	教育課	9月12日(金)	
5	秋祭り投稿ビデオ募集について	任意	資料11
	総務課	10月適宜	
6	神河町区長会視察研修の御出欠について	必須	机上配付 の封筒内
	総務課	9月22日(月)	
7			
8			
9			
10			
11			

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 22 日

各 区 長 様

建設課長 藤 原 寿 一

秋祭りの道路使用許可申請について

平素は、町道路行政に格別の御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の秋祭りにおいて屋台や子供神輿などの運行を予定されている地区におかれましては、警察の道路使用許可を受ける必要がありますので、別紙の道路使用許可申請書により、お早めに手続きをされますよう御案内いたします。

なお、申請手続きに関しては、福崎警察署交通課にお問い合わせください。

記

提出先 : 福崎警察署 交通課

受付時間 9 時～12 時、13 時～17 時（土・日・祝を除く）

提出期限 : 9 月末日まで

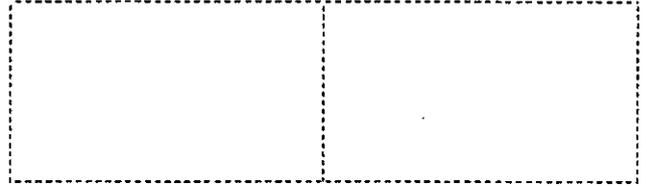
（なるべく運行の 1 ヶ月前までに申請してください）

提出書類 : 申請書、屋台寸法図、屋台巡航保安図・・・別紙様式
運行経路図、責任者（役員）名簿・・・任意様式

提出部数 : 正副 2 部

※申請手続きに関するお問合せ先

福崎警察署 交通課 TEL : 0790-23-0110（代表）



道路使用許可申請書

年 月 日

警察署長殿

申請者 住所
 氏名
 電話

道路使用の目的			
場所又は区間			
期 間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
方法又は形態			
添付書類		見取図、略図	
現場 責任者	住所		
	氏名		電話
第 号 道路使用許可証 上記の通り許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件		年 月 日 警察署長 印	

- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通規制課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。



道路使用許可申請書

① ○○年 ○○月 ○○日

② ○○ 警察署長 殿

住所 ○○市○○町○丁目○番○号
 株式会社○○
 ③ 申請者 氏名 代表取締役 兵庫太郎
 電話 ○○○-○○○-○○○○

道路使用の目的	④ ○○道路舗装工事		
場所又は区間	⑤ ○○市○○町○丁目○番○号から○○市○○町○丁目○番○号まで		
期 間	⑥ ○○年 ○○月 ○○日 ○時から ○○年 ○○月 ○○日 ○時まで		
方法又は形態	⑦ シールド工法による下水管敷設、交通誘導員を配置して実施		
添付書類	⑧ 見取図、略図		
現場 責任者	住所	⑨ ○○市○○町○丁目○番○号 現場事務所 ○○市○○町○丁目○番○号	
	氏名	神戸 次郎	電話 会社○○○-○○○-○○○○ 携帯○○○-○○○-○○○○
第 号			
⑩ 道路使用許可証 上記の通り許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
年 月 日 警察署長 印			

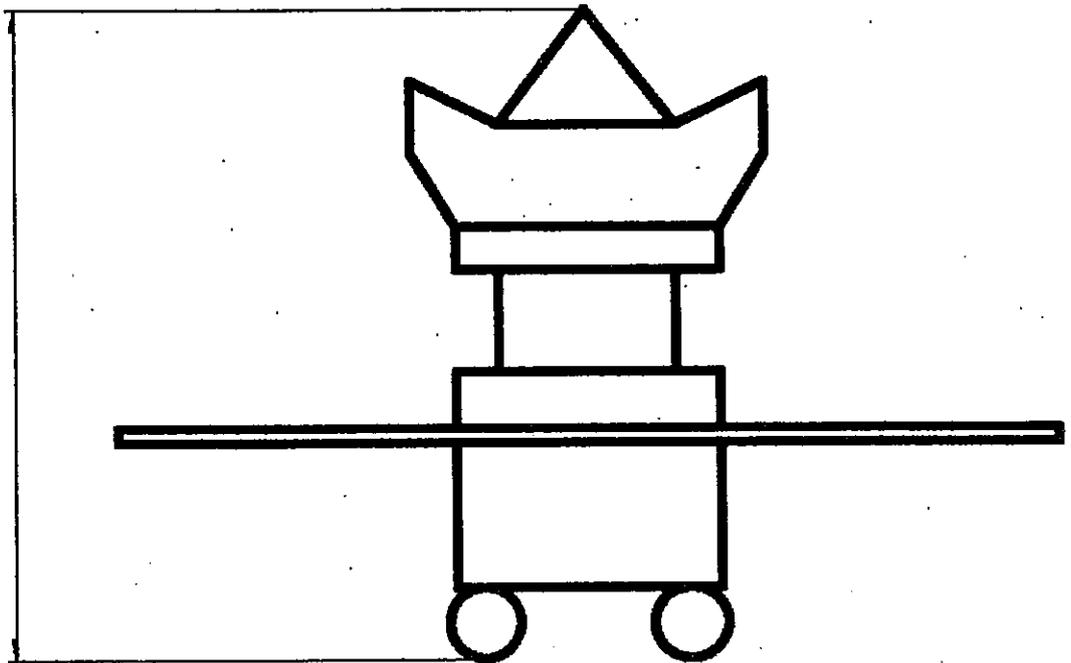
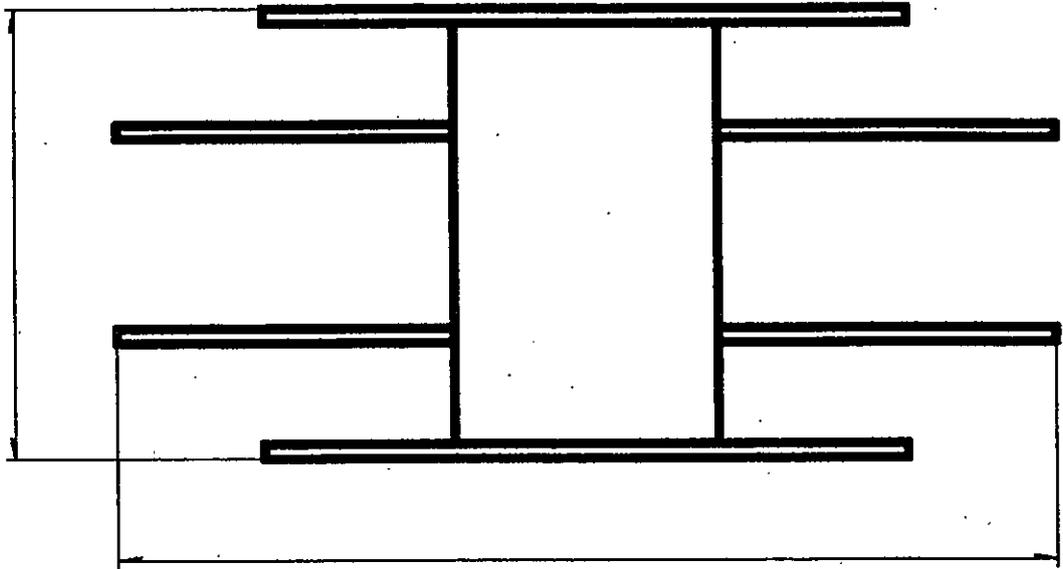
- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通規制課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

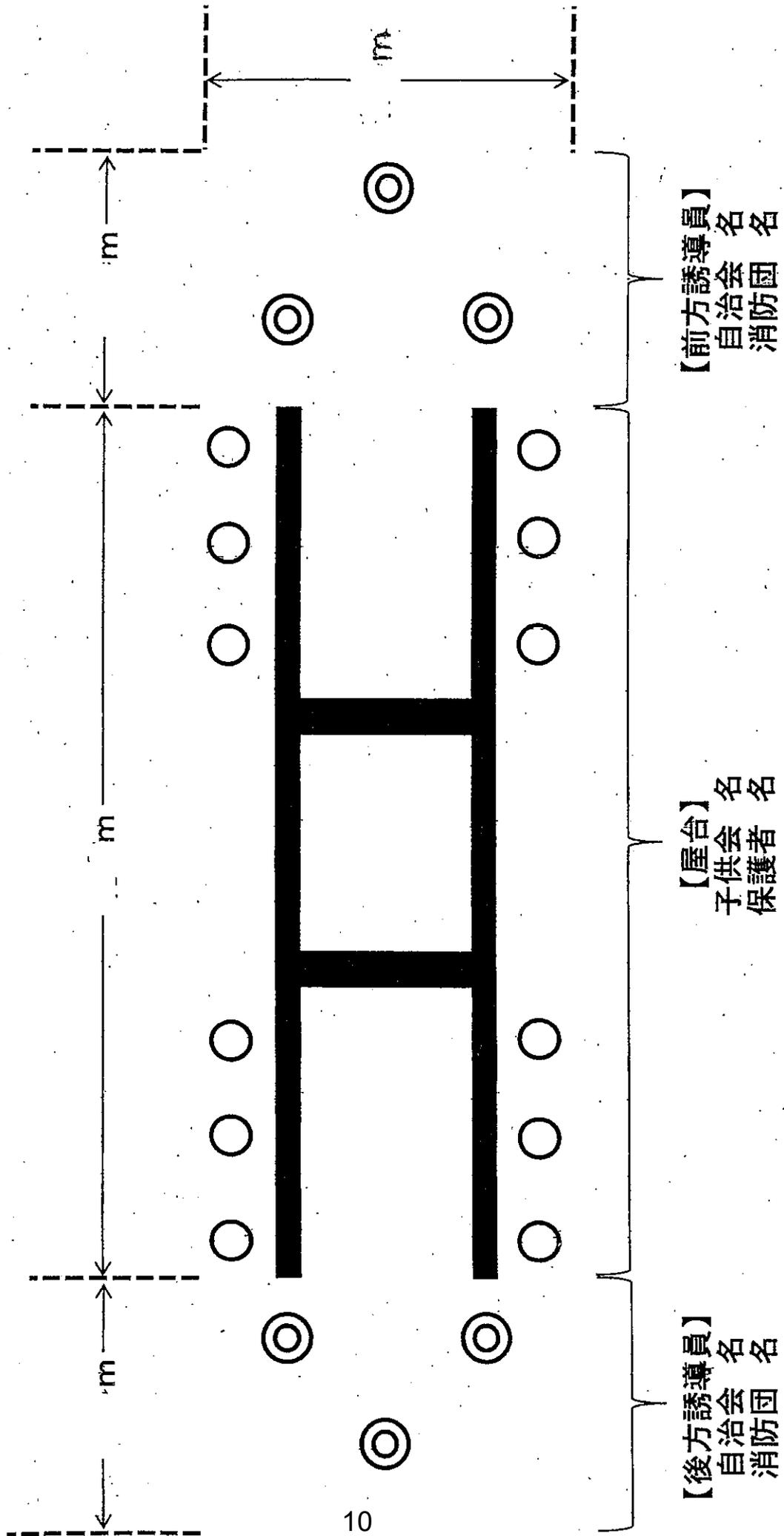
※ 申請書は2部提出してください。

道路使用許可申請書の記載要領

項目		記載要領
①	年 月 日	申請書提出日を記載してください。
②	警察署長名	実際に使用する道路の場所を管轄する警察署長名を記載してください。 なお、2以上の警察署長の管轄する場所にまたがって使用する場合には主たる行為を行う場所を管轄する警察署長に申請してください。
③	申請者	申請者の住所、氏名、電話番号を記載してください。 申請者が法人・団体の場合は、法人等の名称、代表者氏名、所在地を記載してください。
④	道路使用の目的	行為（工事、作業等）の内容を具体的に記載してください。
⑤	場所又は区間	実際に使用する道路の場所や区間の番地を正確に記載してください。
⑥	期 間	実際に道路を使用する必要最小限度の期間を記載してください。 道路を使用する行為の内容によって、許可できる期間や時間が異なりますので、詳細については申請する警察署に事前に相談してください。
⑦	方法又は形態	道路を使用する行為の方法等について記載してください。
⑧	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為の場所又は区間の付近の見取図 ・ 行為の方法、形態を具体的に説明する資料（図面、設計書、計画書等） ・ 行為を行う道路及びその周辺の状況を明らかにする資料 注）工事を行う場合に道路標識・道路標示に影響が出る場合は、その種類や設置場所を資料で明らかにしたうえで、申請する警察署に相談してください。
⑨	現場責任者	現場全体を管理・把握できる立場にある方の住所、氏名、電話番号を記載してください。
⑩	道路使用許可証	警察署において記載しますので、申請時には何も記載しないでください。
⑪	兵庫県収入証紙	兵庫県収入証紙での手数料納入（2,000円）が必要です。 道路使用許可申請書1部（2部提出するうちの一方）に貼付し、窓口に提出してください。



屋台巡航保安図



神河（住）第503号
令和7年8月22日

各区長 様

神河町長 山名 宗悟

指定緊急避難場所（集落施設）が使用できない場合の避難先について

残暑の候、貴職におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、町行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、『出水期における集落施設指定緊急避難場所の開設』につきましては、
令和7年6月23日付の神河（住）第320号で御依頼させていただきましたが、
災害種別によって不適となっている場合があることから、安全な避難先について
町から示すよう御意見をいただいたところです。

については、下記により集落施設が使用できない場合の避難先をお示しします。
併せて、地区防災計画の策定又は改訂に御参考にしてください。

記

- 1 指定緊急避難場所（集落施設）が使用できない場合の避難先
別添『指定緊急避難場所（集落施設）が使用できない場合の避難先一覧』のとおり
- 2 上記の考え方
 - ① 原則、町有施設の指定緊急避難場所や区内に適応する別の施設等を選定しています。
 - ② 災害種別は、計画規模降雨（1/100年）に基づく『洪水又は内水氾濫』、『崖崩れ、土石流及び地滑り』を前提としています。
 - ③ 警戒レベル3相当『高齢者等避難』の発令までに避難することを前提としています。

【担当】

役場住民生活課 森岡 藤原

TEL：0790-34-0963

FAX：0790-34-1556

Mail：juymn_seikatu@town.kamikawa.hyogo.jp

指定緊急避難場所が使用できない場合の避難先一覧

地区名	指定緊急避難場所	収容人数	洪水又は 内水氾濫	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	災害種別によって使用できない場合の避難先					
					候補①	所要時間	候補②	所要時間	候補③	所要時間
新 田	新田公民館	53人	2階のみ 指定	2階のみ 指定						
作 畑	作畑秀峰館	58人	○	○						
	作畑観音堂	12人	×	×	作畑秀峰館	約2分	越知谷アクティブセンター	約7分		
大 畑	大畑コミュニティセンター	102人	×	×	越知谷アクティブセンター	約4分				
越 知	越知公民館	60人	○	○						
岩 屋	岩屋公民館	70人	×	×	越知谷アクティブセンター	約3分	神崎小学校体育館	約10分		
根 宇 野	センター根宇野	168人	×	×	神崎小学校体育館	約7分	越知谷アクティブセンター	約6分		
山 田	山田区新生館	108人	○	○						
中 村	中村ドリームホール	205人	○	○						
粟 賀 町	粟賀町公民館	123人	×	○	神崎小学校体育館	約3分				
福 本	福本揚羽ホール	213人	×	×	神崎小学校体育館	約5分				
貝 野	貝野営農センター	46人	×	○	神崎小学校体育館	約7分				
しんこうタウン	—	—	—	—	神崎小学校体育館	約6分				
寺 野	寺野公民館	87人	2階のみ 指定	○						
柏 尾	柏尾ふれあい館	55人	×	×	寺前小学校体育館	約5分	神崎小学校体育館	約6分		
加 納	加納営農センター	50人	○	○						
東 柏 尾	東柏尾集落センター	72人	×	×	神崎小学校体育館	約3分				
吉 富	吉富集落センター	88人	○	○						
	天理教神崎大教会	129人	○	○						
杉	杉営農センター	76人	×	×	天理教神大分教会	約1分	神崎小学校体育館	約6分		
	天理教神大分教会	245人	○	2階のみ 指定						
大 山	大山なかよし会館	83人	×	○	神崎農村公園コーデルの森	約4分	神崎小学校体育館	約7分	生野高校体育館	約7分
猪 篠	猪篠集落センター	87人	×	×	神崎農村公園コーデルの森	約1分	生野高校体育館	約6分	神崎小学校体育館	約10分
新 野	新野公民館	55人	×	×	寺前小学校体育館	約5分				
野 村	野村集会所	76人	○	○						
	野村多目的集会所	102人	2階のみ 指定	○						
比 延	比延ふれあい集会所	20人	○	○						
	比延公民館	36人	×	×	比延ふれあい集会所	約1分	寺前小学校体育館	約3分		
寺 前	地域交流館（寺前）	84人	○	○						
鍛 冶	鍛冶中央集会所	64人	×	×	寺前小学校体育館	約5分				
大 河	大河構造改善センター	68人	×	×	寺前小学校体育館	約6分				
上 岩	上岩憩いの館	14人	○	○						
	上岩多目的集会所	40人	○	○						
高 朝 田	高朝田集落農事集会所	57人	○	○						
宮 野	宮野公民館	85人	×	×	旧南小田小学校体育館	約5分	寺前小学校体育館	約6分		
南 小 田	南小田農村環境改善センター	83人	○	○						
上 小 田	上小田活動促進センター	58人	×	×	旧南小田小学校体育館	約6分	寺前小学校体育館	約14分		
川 上	川上文化会館	76人	○	2階のみ 指定						
大 川 原	大川原集会所	50人	×	×	センター長谷	約4分				
本 村	本村公民館	78人	×	×	センター長谷	約2分				
赤 田	赤田多目的集会所	16人	×	×	センター長谷	約3分				
重 行	重行集会所	20人	×	×	センター長谷	約3分				
為 信	為信公民館	15人	○	○						
峠	峠公民館	31人	○	○						
	栗区公民館	41人	2階のみ 指定	○						
	栗集会所	24人	○	2階のみ 指定						
淵	淵公民館	30人	×	×	センター長谷	約5分				

※ 災害種別によって使用できない場合の避難先の選定は、原則町有施設の指定緊急避難場所や区内に適応する別の施設等を優先して選定しています。

※ 各公民館の指定緊急避難場所の指定における災害種別の適応可否は、計画規模降雨（100年に1度の確率）に基づくものです。

※ 警戒レベル3相当『高齢者等避難』の発令までに避難していただくことを前提としています。

※ 災害種別によって使用できない場合の避難先までの所要時間は、各区公民館等からの車での移動時間の目安です。

令和7年8月22日

各 区 長 様

神河町緑化推進委員会
会 長 山 名 宗 悟

緑の募金のお礼、緑化苗木(資材)の希望調査について

残暑の候、貴職にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は町緑化事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

緑の募金運動につきましては、今年度も地域募金をいただき、募金実績は下記のとおりとなりました。ご協力ありがとうございました。

さて、今年度も緑の募金事業交付金を活用して、緑化用苗木(資材)の配布を予定しております。

つきましては、**緑化用苗木(資材)を希望される場合**は、別紙希望調査票にご記入のうえ、**9月19日(金)までに役場農林政策課**へご提出くださいますようお願いいたします。

記

○緑の募金実績

地域(集落)募金	296,500 円
その他募金	35,782 円
合 計	332,282 円

○緑化用苗木

配布可能な苗木等 **別紙1** **一覧表のとおり**

※ **公民館、集会所、公共用地等の緑化にご利用下さい。(個人への配布は不可です)**

※ 別紙にない苗木をご希望の場合は、手配の可否を確認の上ご連絡します。

※ 木製プランターカバー以外の資材(土、肥料、プランター、獣害対策等)は集落でご用意ください。

提出書類 **別紙2「【緑の募金】緑化用苗木(資材)希望調査票」**

※ **各區で一括してお申し込み下さい。配布先は各區1箇所**でお願いします。

苗木配布予定時期 **12月上旬**

※ 予算の範囲内での対応となりますので、ご希望にそえない場合があります。その場合にはあらかじめ調整させていただきますので、ご了承ください。

－担当－ 農林政策課 藤原浩司 TEL:0790-34-0960

令和7年度 緑化募金苗木種類別一覧表

品 種	規格	大きさ
山モミジ		0.5mフルイ
イロハモミジ		1.0mフルイ
		1.5m玉付
		2.0m玉付
ソメイヨシノ桜		1.5mフルイ
		2.0m玉付
		2.5m玉付
		3.0m玉付
ヤマザクラ		1.2mフルイ
シダレ桜	紅	1.2mフルイ
		2.0m玉付
八重桜（ボタン桜）		1.2mフルイ
河津桜		1.3mフルイ
サザンカ	赤	1.0m玉付
	白	1.0m玉付
平戸ツツジ	紅・赤・ピンク・白	0.4m
ドウダンツツジ		0.4m
紅ドウダンツツジ		0.4m
山ツツジ		0.5m
レンゲツツジ	黄	0.4m
霧島ツツジ		0.3m
サツキ		0.3m
ハナミズキ	赤・ピンク・白	0.6mポット
	赤・ピンク	1.2m玉付
	白	1.2m玉付
トキワマンサク	紅	0.5mポット
	白	0.5mポット
サルスバリ	赤・ピンク・白	1.0m玉付
ケヤキ		1.0mフルイ
サカキ		0.4mフルイ
シキミ		0.4mフルイ
キンモクセイ		0.8m玉付
山桃（瑞光）		0.6mポット
コデマリ		0.5m
ユキヤナギ		0.6m
しだれ梅	赤・ピンク・白	1年生
大梅（白加賀）		1.0mフルイ
小梅		1.0mフルイ
クロマツ※		0.2m～ポット
木製プランターカバー	大	65センチ用
	小	45センチ用

※クロマツは50本未満の場合、送料500円（税別）がかかります。

【緑の募金】緑化用苗木（資材）希望調査票

区名 _____

住所 神河町 _____

申請者名 _____

連絡先 _____

苗木（資材）配布先 _____

希望する苗木（資材）	数量

☆ 品種を指定される場合は、苗木名の横に品種名をご記入ください。

例 → サクラ（ソメイヨシノ） 5本
ハナミズキ（赤色） 3本 など

☆ 希望数量や品種によっては細くて若い苗木になる可能性もありますが、あらかじめご了承ください。

☆ 植栽時に必要な土や肥料、支柱は配布いたしません。区でご用意ください。

☆ 苗木の配布は12月上旬を予定しています。

☆ 調査票提出期限：9月19日（金） 提出先：農林政策課 藤原浩司

☆ FAX・メールでの申し込みも可能です

FAX:0790-34-0691 メールアドレス: kouji_fujiwara@town.kamikawa.hyogo.jp

神河(鳥獣対協)第4号
令和7年8月22日

各 区 長 様

神河町鳥獣被害防止対策協議会
会 長 山 名 宗 悟

動物駆逐用煙火(轟音玉)保安教育講習会の開催について

平素は、町行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も野生動物の被害対策の一環として、轟音玉の適正な使用と効果的な追い払いが行えるよう動物駆逐用煙火保安教育講習会を開催しますので、受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 **令和7年10月24日(金)** 午後2時～午後4時
2. 開催場所 講習会：大河内保健福祉センター2階 福祉講習室
実地研修：神河町上岩地内「旧環境センター」
3. 報告期限 **令和7年9月19日(金)**
※お手数をお掛けしますが、受講者を取りまとめの上、ご報告願います。
※申込時に煙火消費保安手帳と手帳交付手数料(写真)も併せて提出
をお願いします。
4. 開催内容 サルの生態と被害対策について 講師：森林動物研究センター(約20分)
動物駆逐用煙火保安教育講習 講師：兵庫県煙火協会(約20分)
実地研修
※詳細は、「開催要領」をご覧ください。
5. 注意事項
 - ・受講者への当日の参加連絡は、区長様からお願い致します。
 - ・原則、神河町で受講していただきますが、当日、ご都合の悪い方は朝来市開催(10/8)もありますので、ご希望の場合は担当までご連絡ください。
 - ・**昨年度、受講者のあった区には受講者一覧を配布しております。(机上配布)**

担当：神河町役場農林政策課／松田／TEL 0790-34-0960／FAX 0790-34-0691

動物駆逐用煙火保安教育講習会（轟音玉講習会）開催要領

1. 目的

動物駆逐用煙火は、野生動物の追い払い手段として一定の効果があるが、火薬類取締法に規定される火工品であるため、その使用にあたっては、煙火消費保安手帳（動物駆逐用）の交付を受けなければならない。

このため、動物駆逐用煙火の適正な使用と効果的な追い払いが行えるよう動物駆逐用煙火保安教育講習会及びサルの被害対策研修会を実施する。

2. 主催 神河町鳥獣被害防止対策協議会

3. 対象者 ニホンザル、その他野生動物の被害対策に取り組む住民で集落が推せんする者（各集落概ね3～5名程度で、昼間に家にいることが多い方）

4. 講習内容

(1) 日時 令和7年10月24日（金）午後2時～午後4時 ※雨天決行

(2) 場所 講習会：大河内保健福祉センター2階 福祉講習室（神河町役場南隣）
 実地研修：神河町上岩地内「旧環境センター」

(3) 内容 ①サルの生態と被害対策、電気柵の安全使用について

講師：兵庫県森林動物研究センター

②動物駆逐用煙火保安教育講習及び実習 講師：兵庫県煙火協会

5. 参加申込（事前受付）

別紙様式1に氏名、住所、生年月日等の必要事項を記入の上、令和7年9月19日（金）までに、各区取りまとめの上、煙火消費保安手帳と交付手数料を添えて農林政策課へ提出してください。

6. 動物駆逐用煙火保安教育講習会の受講料等について

(1) 受講料・手数料

区分	受講料	手帳交付手数料	合計	写真
新規(今回初めて取得、昨年受講されていない方)	不要	2,700円	2,700円	必要
更新(令和3年度以降に受講確認済で継続受講の方)	不要	0円	0円	不要
再交付(令和2年度)に受講確認済の方、昨年受講で紛失した方)	不要	2,200円	2,200円	必要

※受講料(1,500円)は神河町鳥獣被害防止対策協議会が負担しますので不要です。

【注意事項】

- ・今回初めて取得する方は、写真（横2.5センチ×縦3センチ、裏面に氏名を記入）を1枚提出してください。（昨年受講されていない方については、新規扱いとなります。）
 - ・更新の方で、5回目の更新の方（令和2年度）に受講確認済の方で手帳の一番下の欄が1行の方）は再交付になりますので、手帳交付手数料と写真1枚を提出してください。【参考図参照】
 - ・更新の方で、4回目までの更新の方（令和3年度以降に受講確認済の方で保安教育講習受講記録欄が2行以上空白の方）は写真と手帳交付手数料は共に不要です。
 - ・更新される方、再交付される方、また更新されない方についても手帳は提出してください。
 - ・写真は横2.5センチ×縦3センチで必ず証明写真の写真を提出してください。
- ※サングラス、帽子の着用なし、無背景、デジタルカメラ不可
- ・手帳の交付手数料については、多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）の対象事業費として支出できます。ただし、構成員の方に限ります。

参考図

(煙火消費保安手帳)(イメージ図)

年	受講済	受講済
03年	9.11.-2	受講済・兵庫
04年	-4.10.17	受講済・兵庫
05年	-5.10.12	受講済・兵庫
06年	06.10.16	受講済・兵庫
07年		

令和2年度
受講確認済の方

+

手帳の記録欄の一番下
(R7年)の欄が一行空
いている方

別紙様式1

動物駆逐用煙火（轟音玉）の煙火消費保安手帳の取得申込書

区名 _____

	受講する者	写真・手帳貼付欄
1	ふりがな ①氏名： _____ ☎ - ②住所： 神河町 番地 ③生年月日： 昭和・平成 年 月 日 (満 才) ④講習： 初めて→ (写真が必要。裏面に氏名を記入) 更新→ (煙火消費保安手帳を申込時に提出) 再交付→ (手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入) ⑤講習料金： ¥ _____ 円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めしてください。 更新、再交付の方は、 手帳を提出してくださ い。
2	ふりがな ①氏名： _____ ☎ - ②住所： 神河町 番地 ③生年月日： 昭和・平成 年 月 日 (満 才) ④講習： 初めて→ (写真が必要。裏面に氏名を記入) 更新→ (煙火消費保安手帳を申込時に提出) 再交付→ (手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入) ⑤講習料金： ¥ _____ 円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めしてください。 更新、再交付の方は、 手帳を提出してくださ い。
3	ふりがな ①氏名： _____ ☎ - ②住所： 神河町 番地 ③生年月日： 昭和・平成 年 月 日 (満 才) ④講習： 初めて→ (写真が必要。裏面に氏名を記入) 更新→ (煙火消費保安手帳を申込時に提出) 再交付→ (手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入) ⑤講習料金： ¥ _____ 円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めしてください。 更新、再交付の方は、 手帳を提出してくださ い。
4	ふりがな ①氏名： _____ ☎ - ②住所： 神河町 番地 ③生年月日： 昭和・平成 年 月 日 (満 才) ④講習： 初めて→ (写真が必要。裏面に氏名を記入) 更新→ (煙火消費保安手帳を申込時に提出) 再交付→ (手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入) ⑤講習料金： ¥ _____ 円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めしてください。 更新、再交付の方は、 手帳を提出してくださ い。
5	ふりがな ①氏名： _____ ☎ - ②住所： 神河町 番地 ③生年月日： 昭和・平成 年 月 日 (満 才) ④講習： 初めて→ (写真が必要。裏面に氏名を記入) 更新→ (煙火消費保安手帳を申込時に提出) 再交付→ (手帳、写真が必要。裏面に氏名を記入) ⑤講習料金： ¥ _____ 円	初めて取得される方、 再交付の方は、 縦3cm×横2.5cm無帽の 写真をここにクリップ 止めしてください。 更新、再交付の方は、 手帳を提出してくださ い。

※令和7年9月19日(金)までに各区取りまとめの上、農林政策課へ提出してください。

申込者 _____ 受講料 (手帳交付手数料) 合計 _____ 円



令和7年7月22日

各区長 様

神河町農林政策課長

ツキノワグマ出没対応学習会の開催について(ご案内)

酷暑の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は町鳥獣対策に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、神河町においてツキノワグマの出没が頻発していることから、クマに対する正しい知識や対応方法を学び、人身事故の防止につなげるべく、みだし学習会を実施します。

つきましては、下記のとおり開催しますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

なお、会場の都合上、各区 3～5 名程度の出席をお願いいたします。出席の報告は不要です。

記

1 日 時

令和7年8月26日(火) 午後1時30分～

2 会 場

中央公民館グリンデルホール(神河町役場隣)

3 内 容

(1)ツキノワグマの生態と被害対策について

(2)その他

4 講 師

兵庫県森林動物研究センター森林動物専門員 石井 淳 氏
河野 賢治 氏

問い合わせ

神河町農林政策課 松田

tel:0790-34-0960

元気森もり活動推進事業（竹藪、桜等）の要望について

農林政策課では、地域活動の継続と生活環境や地域の魅力の向上を目的とし、地域住民等が行なう、森林の管理、森林やその周辺の環境保全・向上、森林資源の活用等に資する活動を支援します。（財源：森林環境譲与税）

○例えば、次のような場合に、活用をご検討下さい。

- ・集落近くの竹藪や桜並木、地区の住民が集まる神社の樹木等を、地区として管理、整備したいと思うが、財源がなく実施できる補助制度もない場合。

※R7年度より要綱を一部改正しました。「町森林整備計画の対象森林及び集落内の山林、社寺林の維持管理、苗木の植栽等、森林及び周辺環境の保全並びに向上に資する事業」を、森林環境譲与税を充当できる「森林地域」と、それ以外の「その他地域」に分け、補助額については「森林地域」15万円、「その他地域」10万円を、上限とします。

※「その他地域」については、従来から区の財産の保全にかかる事業(町花、町木の保全、社寺の木竹の保全等)が多い事や過去3年間の平均補助額を参照し、改正を行いました。

◎森林地域…森林法5条の森林 町森林整備計画の対象森林

森林法2条の森林 登記または現況地目が「山林」の土地

◎その他地域…上記以外の土地 集落が管理する施設(集会所、社寺、河川区域)

今回、要望受付する事業は、「その他地域」における環境の保全事業となります。

※5月の「森林地域」事業に要望のなかった団体を優先的に採択する予定です。

「森林地域」事業を実施(申請)された団体が、「その他地域」事業を要望される場合、予算の状況により採択を見送らせていただくことがありますので、ご了承ください。

但し、町花「桜」、町木「モミジ」の保安全管理等の要望は、「森林地域」又は「その他地域」事業の要望に関係なく別途受付をします。

- 【イメージ】
- 「その他地域」事業要望団体（「森林地域」の申請なし）
 - ・町花町木事業との両方でも申請可
 - 「森林地域」事業実施(申請)団体
 - ・町花町木事業要望 → 申請可
 - ・「その他地域」事業要望 → 予算状況により申請可

○要望がある場合

- ・別紙1の要望書を、9月19日(金)までに、農林政策課に提出してください。
- ・要望のない事業の事後申請は受付できません。必ず要望書の提出をお願いします。

お問い合わせ先

神河町農林政策課 藤原登志幸

TEL 0790-34-0960 FAX 0790-34-0691

MAIL fujiwara_toshiyuki@town.kamikawa.hyogo.jp

【事業概要】

(趣旨)

この事業は、地域住民等が行なう、森林の管理、森林環境の保全や森林資源の活用等に資する活動(以下「事業」という)を支援することにより、地域活動の継続と、過密のない農山村の生活環境と地域の魅力を向上させることを目的としています。

(実施主体)

この事業において補助の対象となる事業を実施する者は、神河町内に所在地を置く、次の各号のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 森林組合、生産森林組合
- (2) 自治会、財産管理組合等、地区の共有林を管理する団体
- (3) その他趣旨に合致する活動を行なう法人、団体、事業所

(補助対象事業)

補助の対象となる事業は次の各号に掲げるもので、既存の補助事業等の対象とならないものとする。

(1) 林業の活性化

- ① 林業後継者の育成等、林業の活性化に資する事業

具体的には、森林組合等の新規就業者の装備等の費用補助及び町内の賃貸住宅居住の場合の家賃補助を予定しています。

(2) 森林環境の保全

- ① 「森林地域」及び「その他地域」環境の保全、向上に資する事業

- 「森林地域」とは、森林整備計画の対象森林(森林簿掲載の森林)【5月受付済】

事業例 上記森林での、生産森林組合、自治会及び財産管理組合等が行う間伐、草刈り等の維持管理活動。
対象森林内の社寺周辺林の間伐、伐採等も対象。

(今回受付事業)

- 「その他地域」とは、集落内の上記以外の山林(従前田畑であった場所に植栽を行ったなど)、社寺敷地内の樹木、集会所・公園・道路周辺等の樹木を指す。

事業例 森林周辺の林地の間伐や草刈りなど保全、向上活動。
桜並木、竹藪等の保全、向上活動。
平地部にある社寺、公民館集会所等の樹木の保全、向上活動。
(宗教法人からの申請は不可。)

- ② 苗木の植栽等【5月受付済】※桜、モミジの苗木の植栽は要望可

○町森林整備計画の対象森林(森林簿に掲載の森林)での植栽。
皆伐地における、広葉樹等の植栽。

(3) 森林資源の活用

県内産木材、町内産林産物等、森林資源の活用促進に資する事業

- ① 産材の活用 内装工事、什器の購入等
- ② 町内産林産物等 町内産木材を利用した木材製品の製造、販売等
- ③ 森林資源の活用促進 ミツマタ出荷、ウリハダカエデ等樹液の活用等

(4) その他、趣旨に適合すると町長が認める事業

(1)~(4)共通 一実施主体が、年度内に同一の事業を複数回実施することも可能。

例) 春と秋に森林管理作業を実施 → 対象経費の合計が補助額の上限以内なら1回の申請で可。上限を超える場合は、春と秋で別々に申請も可。
但し、予算の範囲内に限ります。

別表1 (補助対象経費)補助の対象となる経費は、下記のとおりです。

科 目	備 考
需用費	消耗品、燃料代、修繕費等。お茶以外の食料費は不可。
原材料費	植栽用苗木等の資材費
作業日当	1,000円/hr、7,000円/日・人を上限とする。
役務費	輸送費、保険料等
賃借料	重機、車両等借上料
使用料	通行料、使用料等
委託料	作業等委託料。実施主体が直接実施することが出来ないものに限る。
報償費	協力者謝金等
備品購入費	1件2万円以上。事業実施に必要不可欠なものに限る。特定の個人の占有となるものを除く。

別表2 (補助金の範囲及び補助金の額)

神河町は、実施主体に対して、予算の範囲内で事業に要する経費の全部、又は一部を補助します。

1事業当たりの補助金額の上限は、事業の区分に応じ下記のとおりです。

事業区分	上限額
(1) 林業の活性化	50万円
(2) 森林地域の保全・向上	15万円
(3) <u>その他地域の保全・向上</u>	<u>10万円</u>
(4) 森林資源の活用	10万円
(5) その他の事業	10万円

※補助金の額に1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

【事業の流れ】

1. 要望書の提出

今回の要望書提出は、前回対象外であった「その他地域」における森林環境保全事業のみとなります。

事業採択を希望する団体は別紙1の要望書を9月19日（金）までに、農林政策課に提出してください。

2. 要望の採択

原則、予算の範囲内で、事業の採択を行います。

事業採択については各事業の実施内容（緊急性等）で判断します。

但し、桜、モミジの要望は優先的に採択します。

3. 交付申請

要望採択の団体には、補助金交付申請の手続きのご案内を行います。

補助金交付申請の際は、下記の書類等を添付ください。

- ① 補助金交付申請
- ② 収支予算書
- ③ 位置図、事業概要図
- ④ 1つの支出が2万円以上の場合は見積書（作業日当を除く。）
- ⑤ 備品購入の場合はカタログ（備品等購入の場合）
- ⑥ 事業実施承諾書（自らが所有又は管理する森林以外の森林等で実施する場合）
- ⑦ 活動場所の現況写真

4. 事業実施

事業着手は、交付決定通知書の日以降とし、補助対象経費も通知日以降の支払いが対象となります。

5. 事業計画の変更

事業内容、補助金額に変更がある場合は、補助金変更交付申請書の提出をお願いいたします。事業内容が大幅に変更する場合は、事前に協議をお願いいたします。

ただし、実施回数、委託内容など事業内容に変更が無く、補助金の額が交付決定額の3割以内の減額である場合は、補助金変更交付申請書の提出は不要といたします。

6. 実績報告書

事業の完了日は、事業に係る対象経費の支出の最終支出の領収日となります。

事業実績報告を事業終了の日から30日以内に提出ください。

実績報告の際は、下記の書類を提出ください。

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 位置図、事業概要図、領収書の写し等
- ④ 実施状況写真（着手前後、日当支出の場合は実施日毎に集合写真必要）

7. 補助金の請求

町は実績報告書の提出を受けた後、内容を確認し、実施団体に補助金交付額確定通知書を送付いたします。併せて請求書を送付いたしますので、金額等確認のうえ請求印を捺印していただき提出頂きますようお願いいたします。

概ね請求日から20日以内での支払いとなります。

令和7年 月 日

神河町長 山名 宗悟 様

所在地 神河町

団体名

代表者名



神河町元気森もり活動推進事業要望書

令和7年度神河町元気森もり活動推進事業について、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 事業種別 ・ ~~森林地域の保全・向上~~ (申請額上限 15 万円)
 ・ その他地域の保全・向上 (申請額上限 10 万円)
- 2 事業実施場所 神河町 大字..... 字..... 地番.....
- ※林班 (役場にて記入) 神崎..... 班 大河内..... 班
- 3 事業地山林所有者名
-
- 4 実施予定時期 令和..... 年..... 月～令和..... 年..... 月
- 5 実施事業の種類 1. 人工林間伐 2. 広葉樹林・竹林等の間伐・伐採
 3. 下刈り 4. 森林の見分・境界確認
 5. その他
- 6 事業の具体的な内容
-
-

提出締め切り 令和7年9月19日(金) 提出先 農林政策課 藤原登志幸

コミュニティバスの10月1日付ダイヤ改正について

1. 作畑新田線

- ・ 始発便の増便、最終便の減便

番号	運行日	運行系統	変 更 前	⇒	変 更 後
①	平日	復路	【 新 設 】	⇒	旧越知谷小学校前 6:07発～新野駅 6:35着 〔支庁舎前・桜華園前経由〕
②	平日	往路	新野駅 18:15発～作畑新田 18:57着	⇒	【 廃 止 】

新田ふるさと村	平日											土日祝												
	6:45	7:20	8:35	12:15	14:15	16:24	17:20	8:30	11:33	14:20	17:57	新田ふるさと村	6:45	7:20	8:35	12:18	14:18	16:24	17:20	8:33	11:36	14:23	17:57	作畑新田
作畑新田	6:45	7:20	8:35	12:18	14:18	16:24	17:20	8:33	11:36	14:23	17:57	作畑新田	6:45	7:20	8:35	12:18	14:18	16:24	17:20	8:33	11:36	14:23	17:57	作畑新田
新田口	6:46	7:21	8:36	12:19	14:19	16:25	17:21	8:34	11:37	14:24	17:58	上垣内	6:46	7:21	8:36	12:19	14:19	16:25	17:21	8:34	11:37	14:24	17:58	上垣内
上垣内	6:47	7:22	8:37	12:20	14:20	16:26	17:22	8:35	11:38	14:25	17:59	作畑	6:47	7:22	8:37	12:20	14:20	16:26	17:22	8:35	11:38	14:25	17:59	作畑
作畑	6:48	7:23	8:38	12:21	14:21	16:27	17:23	8:36	11:39	14:26	18:00	吹上	6:48	7:23	8:38	12:21	14:21	16:27	17:23	8:36	11:39	14:26	18:00	吹上
吹上	6:49	7:24	8:39	12:22	14:22	16:28	17:24	8:37	11:40	14:27	18:01	下村	6:49	7:24	8:39	12:22	14:22	16:28	17:24	8:37	11:40	14:27	18:01	下村
下村	6:52	7:27	8:42	12:25	14:25	16:31	17:27	8:40	11:43	14:30	18:04	大原口	6:52	7:27	8:42	12:25	14:25	16:31	17:27	8:40	11:43	14:30	18:04	大原口
大原口	6:53	7:28	8:43	12:26	14:26	16:32	17:28	8:41	11:44	14:31	18:05	宮前	6:53	7:28	8:43	12:26	14:26	16:32	17:28	8:41	11:44	14:31	18:05	宮前
宮前	6:55	7:30	8:45	12:28	14:28	16:34	17:30	8:43	11:46	14:33	18:07	大畑	6:55	7:30	8:45	12:28	14:28	16:34	17:30	8:43	11:46	14:33	18:07	大畑
大畑	6:56	7:31	8:46	12:29	14:29	16:35	17:31	8:44	11:47	14:34	18:08	矢床	6:56	7:31	8:46	12:29	14:29	16:35	17:31	8:44	11:47	14:34	18:08	矢床
矢床	6:58	7:33	8:48	12:31	14:31	16:37	17:33	8:46	11:49	14:36	18:10	越知	6:58	7:33	8:48	12:31	14:31	16:37	17:33	8:46	11:49	14:36	18:10	越知
越知	9:00	11:28	15:30									上越知	9:00	11:28	15:30									上越知
上越知	9:01	11:29	15:31									集会所前	9:01	11:29	15:31									集会所前
集会所前	9:02	11:30	15:32									宝寿寺	9:02	11:30	15:32									宝寿寺
宝寿寺	9:02	11:30	15:32									上越知口	9:02	11:30	15:32									上越知口
上越知口	6:07	7:35	8:48	9:03	11:31	12:31	14:31	15:33	16:37	17:33	18:10	旧越知谷小学校前	6:07	7:35	8:48	9:03	11:31	12:31	14:31	15:33	16:37	17:33	18:10	旧越知谷小学校前
旧越知谷小学校前	6:08	7:36	8:49	9:04	11:32	12:32	14:32	15:34	16:38	17:34	18:11	東別	6:08	7:36	8:49	9:04	11:32	12:32	14:32	15:34	16:38	17:34	18:11	東別
東別	6:09	7:37	8:50	9:05	11:33	12:33	14:33	15:35	16:39	17:35	18:12	西別	6:09	7:37	8:50	9:05	11:33	12:33	14:33	15:35	16:39	17:35	18:12	西別
西別	6:11	7:39	8:52	9:07	11:35	12:35	14:35	15:37	16:41	17:37	18:14	岩屋	6:11	7:39	8:52	9:07	11:35	12:35	14:35	15:37	16:41	17:37	18:14	岩屋
岩屋	6:12	7:40	8:53	9:08	11:36	12:36	14:36	15:38	16:42	17:38	18:15	中岩屋	6:12	7:40	8:53	9:08	11:36	12:36	14:36	15:38	16:42	17:38	18:15	中岩屋
中岩屋	6:13	7:42	8:54	9:09	11:37	12:37	14:37	15:39	16:43	17:39	18:16	宮ノ下	6:13	7:42	8:54	9:09	11:37	12:37	14:37	15:39	16:43	17:39	18:16	宮ノ下
宮ノ下	6:14	7:43	8:55	9:10	11:38	12:38	14:38	15:40	16:44	17:40	18:17	境目	6:14	7:43	8:55	9:10	11:38	12:38	14:38	15:40	16:44	17:40	18:17	境目
境目	6:15	7:44	8:56	9:11	11:39	12:39	14:39	15:41	16:45	17:41	18:18	根宇野	6:15	7:44	8:56	9:11	11:39	12:39	14:39	15:41	16:45	17:41	18:18	根宇野
根宇野	6:16	7:46	8:57	9:12	11:40	12:40	14:40	15:42	16:46	17:42	18:19	グリーンエコー笠形前	6:16	7:46	8:57	9:12	11:40	12:40	14:40	15:42	16:46	17:42	18:19	グリーンエコー笠形前
グリーンエコー笠形前	6:17	7:47	8:58	9:13	11:41	12:41	14:41	15:43	16:47	17:43	18:20	吉祥寺	6:17	7:47	8:58	9:13	11:41	12:41	14:41	15:43	16:47	17:43	18:20	吉祥寺
吉祥寺	6:18	7:48	8:59									山田	6:18	7:48	8:59									山田
山田	6:19	7:49	9:00	12:42	14:42	16:48	17:44	8:57	12:00	14:47	18:21	下山田	6:19	7:49	9:00	12:42	14:42	16:48	17:44	8:57	12:00	14:47	18:21	下山田
下山田	6:20	7:50	9:01	12:43	14:43	16:49	17:45	8:58	12:01	14:48	18:22	下山田	6:20	7:50	9:01	12:43	14:43	16:49	17:45	8:58	12:01	14:48	18:22	下山田
下山田	7:11	7:50	9:01	12:44	14:44	16:50	17:46	8:59	12:02	14:49	18:23	神崎公民館前	7:11	7:50	9:01	12:44	14:44	16:50	17:46	8:59	12:02	14:49	18:23	神崎公民館前
神崎公民館前												山田集会所												山田集会所
山田集会所												下山田												下山田
下山田												中村三番組集会所前												中村三番組集会所前
中村三番組集会所前												中村町西												中村町西
中村町西												栗賀町公民館前												栗賀町公民館前
栗賀町公民館前												神崎総合病院												神崎総合病院
神崎総合病院												神崎郵便局前												神崎郵便局前
神崎郵便局前	6:24	7:54	9:05	9:25	11:53	12:46	14:46	15:55	16:54	17:50	18:27	栗賀営業所	6:24	7:54	9:05	9:25	11:53	12:46	14:46	15:55	16:54	17:50	18:27	栗賀営業所
栗賀営業所	6:24	7:54	9:05									神崎郵便局前	6:24	7:54	9:05									神崎郵便局前
神崎郵便局前	*6:26	*7:17	*7:56	9:08	12:51	14:51			*16:56	*17:52	*18:29	神崎総合病院	*6:26	*7:17	*7:56	9:08	12:51	14:51			*16:56	*17:52	*18:29	神崎総合病院
神崎総合病院	6:28	7:19	7:58	9:11					16:58	17:54	18:31	支庁舎前	6:28	7:19	7:58	9:11					16:58	17:54	18:31	支庁舎前
支庁舎前	6:28	7:19	7:58	9:11					16:58	17:54	18:31	東柏尾市場	6:28	7:19	7:58	9:11					16:58	17:54	18:31	東柏尾市場
東柏尾市場	6:29	7:20	7:59	9:12					16:59	17:55	18:32	桜華園前	6:29	7:20	7:59	9:12					16:59	17:55	18:32	桜華園前
桜華園前	6:29	7:20	7:59	9:12					16:59	17:55	18:32	さくら館前	6:29	7:20	7:59	9:12					16:59	17:55	18:32	さくら館前
さくら館前	6:30	7:21	8:00	9:13					17:00	17:56	18:33	ふれあい公園	6:30	7:21	8:00	9:13					17:00	17:56	18:33	ふれあい公園
ふれあい公園	6:31	7:22	8:01	9:14					17:01	17:57	18:34	しんこうタウン	6:31	7:22	8:01	9:14					17:01	17:57	18:34	しんこうタウン
しんこうタウン	6:32	7:23	8:02	9:15					17:02	17:58	18:35	野村	6:32	7:23	8:02	9:15					17:02	17:58	18:35	野村
野村	6:35	7:26	8:05	9:18					17:05	18:01	18:38	新野駅	6:35	7:26	8:05	9:18					17:05	18:01	18:38	新野駅
新野駅	6:40	7:37	8:10	9:33					17:31	18:09	18:47	JR播但線 姫路行き発	6:40	7:37	8:10	9:33					17:31	18:09	18:47	JR播但線 姫路行き発
JR播但線 姫路行き発									17:31	18:09	18:47	JR播但線 姫路行き発									17:31	18:09	18:47	JR播但線 姫路行き発

*...・神崎総合病院前 (注) 8/13~8/15、12/29~12/31は土日祝ダイヤで運行します。1/1~1/3は運休します。

		平日				土日祝			
		8:32	8:32	11:00	14:58	10:35	12:09	13:21	17:08
JR播但線 姫路より着									JR播但線 姫路より着
新野駅						10:40	12:19	13:25	17:11
野村						10:41	12:20	13:26	17:12
しんこうタウン						10:42	12:21	13:27	17:13
ふれあい公園						10:43	12:22	13:28	17:14
さくら館前						10:43	12:22	13:28	17:14
桜華園前						10:44	12:23	13:29	17:15
東柏尾市場						10:45	12:24	13:30	17:16
支庁舎前						10:46	12:25	13:31	17:17
栗賀営業所		8:32		11:00	14:58				
神崎郵便局前		8:32		11:00	14:58				
神崎総合病院		*8:34	11:03		↓	10:48	12:27	13:33	↓
支庁舎前									
神崎郵便局前						10:49	12:28	13:34	17:18
栗賀営業所	8:02					7:50	10:53	13:38	17:22
神崎公民館前	8:03					7:51	10:54	13:39	17:23
下山田	8:04					7:52	10:55	13:40	17:24
山田	8:05					7:53	10:56	13:41	17:25
栗賀町公民館前		8:36	11:04		15:05				栗賀町公民館前
中村町西		8:37	11:05		15:06				中村町西
中村三番組集会所前		8:38	11:06		15:07				中村三番組集会所前
下山田		8:40	11:08		15:09				下山田
山田集会所		8:41	11:09		15:10				山田集会所
吉祥寺	8:06					7:54	10:57	13:42	17:26
グリーンエコー笠形前	8:07					7:55	10:58	13:43	17:27
根宇野	8:08					7:56	10:59	13:44	17:28
境目	8:09					7:57	11:00	13:45	17:29
宮ノ下	8:10					7:58	11:01	13:46	17:30
中岩屋	8:11					7:59	11:02	13:47	17:31
岩屋	8:12					3:00	11:03	13:48	17:32
西別	8:14					3:02	11:05	13:50	17:34
東別	8:15					3:03	11:06	13:51	17:35
旧越知谷小学校前	8:16					3:04	11:07	13:52	17:36
上越知口		8:53	11:21		15:22				上越知口
宝寿寺		8:54	11:22		15:23				宝寿寺
集会所前		8:56	11:24		15:25				集会所前
上越知		8:58	11:26		15:27				上越知
越知	8:17					3:05	11:08	13:53	17:37
矢床	8:19					3:07	11:10	13:55	17:39
大畑	8:20					3:08	11:11	13:56	17:40
宮前	8:22					3:10	11:13	13:58	17:42
大原口	8:23					3:11	11:14	13:59	17:43
下村	8:26					3:14	11:17	14:02	17:46
吹上	8:27					3:15	11:18	14:03	17:47
作畑	8:28					3:16	11:19	14:04	17:48
上垣内	8:29					3:17	11:20	14:05	17:49
新田口	8:30					3:18	11:21	14:06	17:50
作畑新田	8:33					3:19	11:22	14:07	17:53
新田ふるさと村						3:24	11:27	14:12	新田ふるさと村

*... 神崎総合病院前 (注) 8/13~8/15、12/29~1/3は土日祝ダイヤで運行します。1/1~1/3は運休します。

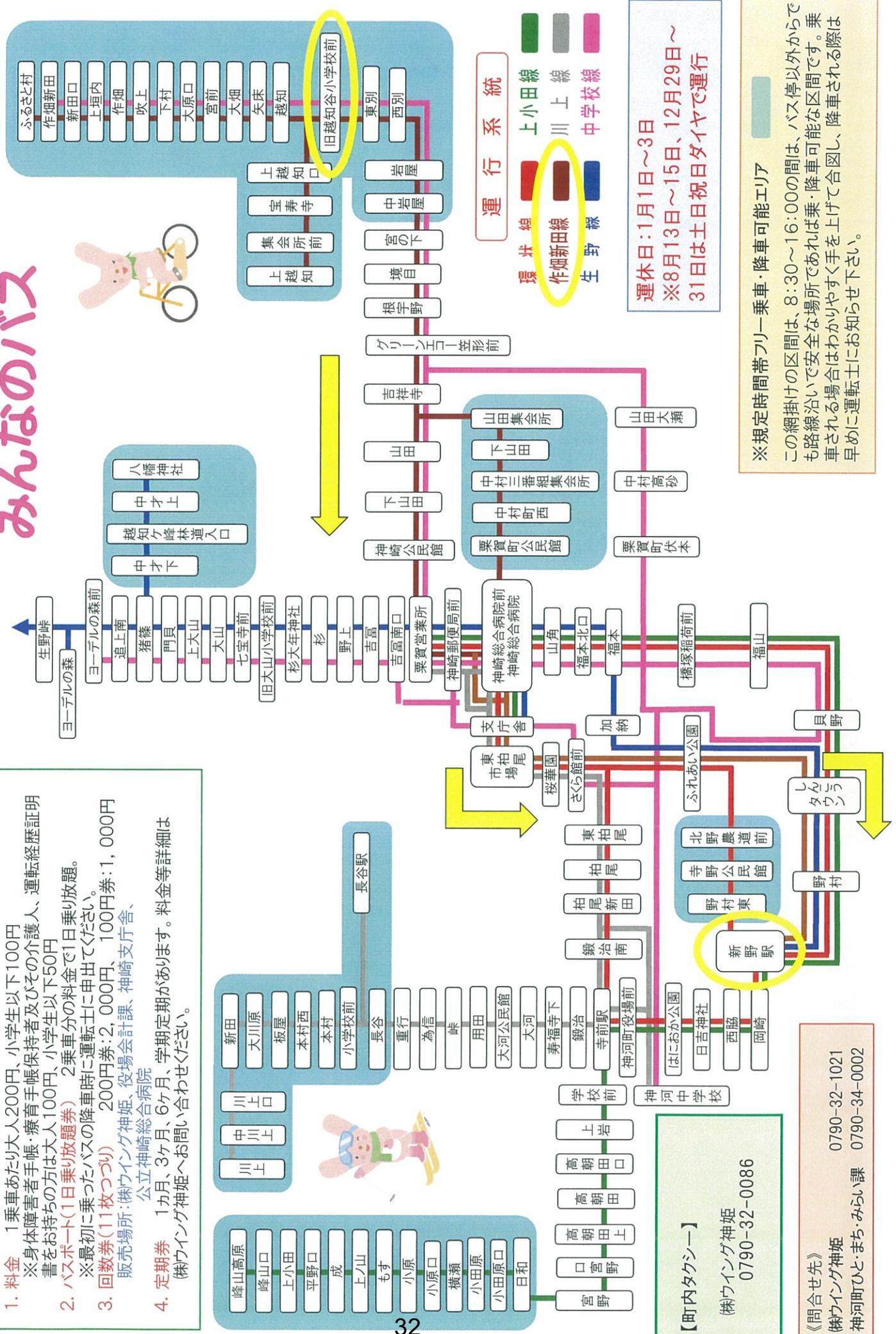
神河町コミュニティバス時刻表

乗って残そう

令和7年10月改正

みんなのバス

1. 料金 1乗車あたり大人200円、小学生以下100円
 ※身体障害者手帳・療育手帳保持者及びその介護人、運転経歴証明書をお持ちの方は大人100円、小学生以下50円
2. バスポート(1日乗り放題券) 2乗車分の料金で1日乗り放題。
 ※最初に買ったバスの降車時に運転士に申出てください。
3. 回数券(11枚つづり) 200円券:2,000円、100円券:1,000円
 販売場所:㈱ウイング神姫、役場会計課、神崎支庁舎、公立神崎総合病院
4. 定期券 1ヵ月、3ヶ月、6ヶ月、学期定期があります。料金等詳細は
 (株)ウイング神姫へお問い合わせください。



運行系統

- 環状線 (Red)
- 作畑新田線 (Brown)
- 生野線 (Blue)
- 上小田線 (Green)
- 川上線 (Grey)
- 中学校線 (Pink)

運休日:1月1日~3日
 ※8月13日~15日、12月29日~31日は土日祝日ダイヤで運行

※規定時間帯フリー乗車・降車可能エリア
 この網掛けの区間は、8:30~16:00の間は、バス停以外からでも路線沿いで安全な場所であれば乗・降車可能な区間です。乗車される場合はわかりやすく手を上げて合図し、降車される際は早めに運転士にお知らせ下さい。

【町内タクシー】
 (株)ウイング神姫
 0790-32-0086

《問合せ先》
 (株)ウイング神姫
 神河町ひとまち・みらい課 0790-32-1021
 0790-34-0002

令和7年8月22日

各区長 様

神河町教育委員会事務局

旧神崎公民館内の備品等内覧会の開催について

盛夏の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、教育委員会の事業に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、心よりお礼申し上げます。

さて、令和6年度末、神崎公民館閉館に伴い、今後解体撤去工事を実施するに当たり、館内の備品の無償提供を行ないます。

下記の方を対象に、2日間実施しますので、ご確認に来場していただきますようお願い申し上げます。

記

1. と き ・1日目 令和7年9月17日(水)10:00~12:00

・2日目 令和7年9月18日(木)10:00~12:00

2. ところ 旧神崎体育センター

3. 対象者 町内各区長等役員

4. その他

※内覧会当日は、希望をお聞きするのみで、競合しない備品の引き取りは、19日(金)10:00~12:00 となります。(尚、19日、ご都合が悪ければ、ご相談ください。)

※競合した場合、協議していただき、結果を報告してください。

※各自で搬出していただきますようお願いいたします。

※町民対象の内覧会は、現在、検討中です。

— 担当 —

神河町中央公民館 大塚、藤原

Tel 34-1450、Fax 34-1285

令和7年8月22日

区長 各位

神河町教育課
教育課長 児島 浩司

令和7年度体力テスト(体力・運動能力調査)へのご協力をお願い(依頼)

平素は、神河町のスポーツ推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、スポーツ庁からの依頼に基づく体力テストを実施することとなりました。

つきましては、地区に体育委員会又は体育協会などがある場合には、当該団体が体力テストにご協力いただければ幸いです。ご協力いただける区におかれましては、9月12日(金)までに教育課までご連絡ください。

ご多用のこととは存じますが、よろしく願いいたします。

記

1 調査名 体力・運動能力調査

2 調査内容

- (1)20～64歳 ①握力
②上体起こし
③長座体前屈
④反復横とび
⑤20mシャトルラン
⑥立ち幅跳び
- (2)65歳以上 ①握力
②上体起こし
③長座体前屈
④開眼片足立ち
⑤10m障害物歩行
⑥6分間歩行

※ 体調を考慮して、無理せず実施できる種目のみを選択いただいても構いません。

3 実施時期 9月～10月頃(地区のご都合により調整させていただきます。)

4 実施場所 ご相談の上決定

<連絡先>
神河町教育委員会 教育課 徳賀
TEL:0790-34-0212
FAX:0790-34-0645

過去の測定状況(2021年度) ※福本区にて実施



令和7年度町長懇談会

お礼とお願い

お忙しい中、また夜分にもかかわらず、令和7年度町長懇談会にご参加いただき、ありがとうございました。

情報共有のため、すべての会場の意見交換の内容（町制展望とブロックの課題の回答を除く）を掲載しています。意見交換の内容に間違い、漏れなど、ご確認をお願いします。

なお、ページ数の関係上、会場での発言の一言一句を掲載してはおりません。部分的に要約して、まとめた形で掲載しておりますので、御理解をお願いします。

また、区長様に確認いただいた上で、11月広報に掲載する予定です。広報への掲載は、ページ数の関係でさらに絞り込んだ内容で掲載させていただきますので、よろしく願いいたします。

【連絡先】

神河町役場 総務課 担当：黒田

電話番号 0790-34-0001

FAX 0790-34-0691

メール soumu@town.kmikawa.hyogo.jp

令和7年度 町長懇談会

会場の意見交換の概要

- (1)越知谷ブロック 5月23日(金)午後7時から
大畑コミュニティセンター
【参加者】区役員15人(自治協兼務1人)、自治協2人、役場11人
議員等傍聴3人 合計31人
- (2)栗賀北ブロック 5月27日(火)午後7時から
中村ドリームホール
【参加者】区役員15人、自治協1人、役場11人、議員等傍聴2人
合計29人
- (3)栗賀南ブロック 5月30日(金)午後7時から
東柏尾区集落センター
【参加者】区役員16人(自治協兼務1人)、自治協1人、役場11人
議員等傍聴4人 合計32人
- (4)大山ブロック 6月3日(火)午後7時から
杉宮農センター
【参加者】区役員11人(自治協兼務1人)、自治協1人、役場8人
議員等傍聴6人 合計26人
- (5)寺前ブロック 6月6日(金)午後7時から
寺前地域交流館
【参加者】区役員16人(自治協兼務1人)、役場12人、議員等傍聴4人
合計32人
- (6)小田原ブロック 6月10日(火)午後7時から
南小田農村環境改善センター
【参加者】区役員15人(自治協兼務1人)、自治協1人、役場13人
議員等傍聴4人 合計33人
- (7)長谷ブロック 6月17日(火)午後7時から
センター長谷
【参加者】区役員15人(自治協兼務1人)、自治協2人、役場13人
議員等傍聴3人 合計33人

神河町制二十周年記念式典のご案内

謹啓 晩夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます
 平素は神河町の発展のため格別のご支援とご高配を賜り厚くお礼申し上げます
 さて 本町は平成十七年十一月七日に神河町として誕生以来 本年をもちまして町
 制二十周年を迎える運びとなりました
 これもひとえに皆様方のご支援とご尽力の賜物と深く感謝申し上げます
 今後のまちづくりへの思いを新たにし 未来へとつなぐべく 左記のとおり記念式
 典を挙行いたします
 公私ともご多用のところ誠に恐縮に存じますが 万章お繰り合わせの上 ご臨席賜
 りますようご案内申し上げます

謹白

令和七年八月 日

神河町長 山 名 宗 悟

記

と き 令和七年十月二十六日（日）
 開 式 午前十時から
 受 付 午前九時から

ところ 神河町中央公民館 グリンデルホール（神河町役場横）
 兵庫県神崎郡神河町寺前六十四番地
 電話（〇七九〇）三四―一四五〇

（お願い）

- お手数ながらご都合の程を同封の出欠票にて回答フォームもしくは
 メールにより九月二十六日（金）までにお返事賜りますようお願い申
 上げます
- ご来臨の節は 本状（本状封筒）を受付にお示しください

【お問合せ先】 神河町総務課 廣納、黒田（将）
 電話（〇七九〇）三四-〇〇〇一
 千六七九-三一一六

兵庫県神崎郡神河町寺前六四番地 神河町役場

投稿ビデオを募集しています



日頃のユーモラスなハプニングなど、あなたが撮影したスクープ映像や地域の行事やお祭り、地蔵盆などの様子を撮影し、投稿していただける方を募集しております。

ご提供いただいた映像は、ケーブルテレビで編集し後日放送させていただきます。

■撮影方法

ビデオカメラ、スマートフォン

ビデオカメラは、ケーブルテレビで貸し出しも行っております。
※貸出ビデオカメラには台数に限りがあります。

■投稿方法

ビデオカメラ、スマートフォンをケーブルテレビに持参していただくか、ホームページの専用フォームより投稿か投稿受付が可能です（大きいデータはアップ用のURLを返信します）。

なお、投稿いただきました動画は放送されないこともあります。予めご了承ください。投稿の放送は、神河町ケーブルテレビネットワーク放送番組審議会運営規則の別表(第2条関係)の「自主放送番組基準」に準拠するものに限りです。

【お問い合わせ】

神河町ケーブルテレビネットワーク

☎ 0790-32-2752

41

詳しくはこちら▶



投稿ビデオ

事務連絡
令和7年8月22日

各区長様

総務課長 平岡万寿夫

令和7年国勢調査実施における調査員の
地区内活動への協力について（御依頼）

平素は神河町の行政運営に御協力を賜り誠にありがとうございます。

区長様には、このたびの国勢調査員の推薦に際し、格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和7年10月1日を調査期日として、裏面のとおりの日程で実施いたします。

本調査では、統計調査員の安全確保や住民のプライバシー保護、さらに調査員を装った「かたり調査」の防止を目的として、広報紙やケーブルテレビによる事前周知を行う予定です。加えて、本調査は町内すべての人と世帯を対象とする最大規模の統計調査であり、夜間に調査員が活動する場合も想定されます。安全かつ円滑な調査のため、各区長様には特段の御配慮をお願い申し上げます。

つきましては、令和7年9月20日から、別紙記載の国勢調査員が町内全域で、それぞれの担当調査区内の全世帯を訪問いたします。御承知おきのうえ、御協力を賜りますようお願いいたします。なお、問合せや問題等が発生した場合は、総務課担当までお知らせください。

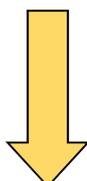
また、広報9月号と併せて国勢調査のポスターを配布いたします。誠にお手数ですが、区内の公民館や掲示板等への掲示につきましても、御協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先
神河町役場総務課
担当 足立 TEL 34-0001

令和7年国勢調査スケジュール

① 調査書類の配布

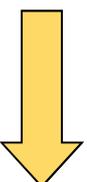
9月20日(土)～



- ・担当調査員が全世帯を訪問し、調査書類を配布します。
- ・調査の趣旨を説明し、調査への理解を得ます。

② インターネット及び郵送回答期間

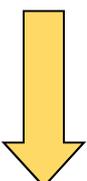
9月20日(土)～10月8日(水)



- ・インターネット回答期間 【9月20日～10月8日】
- ・郵送回答期間 【10月1日～10月8日】
- ・ぜひ、便利なインターネット回答をご利用ください!

③ 調査票の回収

10月1日(木)～8日(水)



- ・全世帯にリーフレット「調査への回答はお済みですか」を配布し、調査への回答を促します。
- ・調査員は、世帯から調査票の回収の希望があった場合は回収します。

④ 調査票の督促

10月17日(金)～10月27日(月)

- ・調査票の未提出世帯へ訪問し、回収を行います。

- ◆調査に関する全般的な問合せは、以下のコールセンターをご利用ください。
- ◆調査員に関することや、地域的な問合せ等は、総務課(34-0001)までお願いします。

〈国勢調査コールセンター〉

※IP電話の場合 03-6628-2258



0570-02-5901

- 設置期間/令和7年9月20日から11月7日まで
- 受付時間/午前9時～午後9時
(土・日・祝日にもご利用になれます)

令和7年国勢調査員一覧

神崎エリア(27人)

大河内エリア(19人)

(敬称略)

地区	調査員	担当調査区数	調査区番号	単位数番号	R2調査区番号 (参考)	地区	調査員	担当調査区数	調査区番号	単位数番号	R2調査区番号 (参考)			
中村	藤原 俊平	2	1-1	1-1-1	1-1	寺前	岸本 齊人	2	48-1	48-1	48-1			
				1-1-2						49-1	49-1	49-1		
		37-1	37-1	37-1			千葉 和憲	2	50-1	50-1-1	50-1			
		3-1	3-1-1	3-1					50-1-2					
粟賀町	小林 寛次	1	3-1	3-1-2				山下 昭和	2	52-1	52-1-1	52-1		
					4-1		4-1-1					52-1-2		
	堀口 利之	2	4-1	4-1-2	4-1					53-1	53-1-1	53-1		
				5-1	5-1		5-1			53-1-2				
福本	松本 陽太	2	6-1	6-1	6-1		鍛冶	山下 昭和	2	51-1	51-1-1	51-1		
					23-1						23-1-1		23-1	51-1-2
				23-1-2					51-1-3					
	赤畑 良平	2	7-1	7-1	7-1				51-1-4					
				21-1	21-1-1	21-1			54-2	54-2	54-2			
				21-1-2		上小田	谷口 勝則	2	55-1	55-1-1	55-1			
	津久田 等	1	8-1	8-1-1	8-1								55-1-2	
					8-1-2								55-1-3	
				8-1-3									55-1-4	
猪篠	藤原 正子	1	9-1	9-1-1	9-1	南小田	山内 五十美	2	57-1	57-1-1	57-1			
					9-1-2							57-1-2		
				10-1-1	10-1				57-1-3					
大山	羽戸 蕙二	2	10-1	10-1-2					58-1	58-1-1	58-1			
					11-1	11-1	11-1			58-1-2				
杉	中島 正	1	13-1	13-1-1	13-1	宮野	立岩 文雄	1	59-1	59-1-1	59-1			
				13-1-2						59-1-2				
吉富	松岡 智恵美	2	14-1	14-1-1	14-1	高朝田	藤原 充	1	60-1	60-1-1	60-1			
					14-1-2							60-1-2		
				15-1	15-1-1				60-1-3					
				15-1-2					61-1-1					
	藤和 正美	1	17-1	17-1-1	17-1	上岩	黒田 玲子	1	61-1	61-1-1	61-1			
					17-1-2				61-1-2					
東柏尾	河合 敏雄	2	18-1	18-1	18-1	大河	吉岡 均	2	63-1	63-1-1	63-1			
					19-1				19-1-1	19-1		63-1-2		
				19-1-2				64-1-1						
				20-1-1	20-1				64-1-2					
加納	高橋 幸一	1	20-1	20-1-2		鍛冶	平岡 覚	1	65-1	65-1-1	65-1			
うぐいす しんこう タウン	村岡 昌恵	1	22-4	22-4	22-4					65-1-2				
				20-1-3						65-1-3				
貝野	安田 勇	1	24-1	24-1	24-1	比延	黒田 秀秋	1	67-1	67-1-1	67-1			
					25-1-1							67-1-2		
				25-1-2					67-1-3					
寺野	廣納 三紀夫	2	26-1	26-1-1	26-1	あやめ苑	中塚 千加代	1	68-4	68-4	68-4			
					26-1-2		新野	黒田 和則	2	69-1	69-1-1	69-1		
		27-1	27-1-1	27-1						69-1-2				
				27-1-2				72-1	72-1-1	72-1				
				28-1-1	28-1			72-1-2						
柏尾	太田 雅己	1	28-1	28-1-2		野村	鶴野 義一	2	70-1	70-1-1	70-1			
				29-1-1	29-1							70-1-2		
岩屋	小林 正一	1	29-1	29-1-2					71-1	71-1-1	71-1			
				30-1-1	30-1				71-1-2					
根宇野	中嶋 定義	1	30-1	30-1-2		川上	山名 進	1	74-1	74-1-1	74-1			
					32-1-1							74-1-2		
				32-1-2					74-1-3					
山田	藤原 逸郎	2	34-1	34-1	34-1	本村・大川原	藤原 厚子	2	79-1	79-1-1	79-1			
					35-1				35-1	35-1			79-1-2	
	石野 道弘	1	36-1	36-1-1	36-1				80-1	80-1-1	80-1			
					36-1-2				80-1-2					
中村	中野 勝弘	2	2-1	2-1-1	2-1	赤田・重行・為 信・峠	大仲 正記	2	77-1	77-1-1	77-1			
					2-1-2							77-1-2		
				38-1	38-1				82-1-1	82-1				
新田・作畑	足立 知穂	1	41-1	41-1-1	41-1				82-1-2					
					41-1-2		82-1-3							
				41-1-3				82-1-4						
大畑	小林 喜久信	1	42-1	42-1-1	42-1	栗・澗	中野 伸一	2	78-1	78-1-1	78-1			
					42-1-2							78-1-2		
				42-1-3					76-2-1	76-2				
越知	前田 東作	1	44-1	44-1-1	44-1				76-2-2					
					44-1-2		76-2-3							
	足立 康弘	2	45-1	45-1	45-1				76-2-4					
				47-1	47-1-1	47-1								
				47-1-2										

(公 印 省 略)
 神河(総)第400号
 令和7年8月5日

〇〇 〇〇 様

神河町長 山 名 宗 悟

令和7年度神河町行政事務協力謝金のお支払いについて

残暑の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
 平素は、町行政推進のため御尽力賜っておりますことに対し、深甚なる敬意を表します。

さて、区長会申し合わせ事項に基づき令和7年度神河町行政事務協力謝金の内、前期分をお支払いいたしますので、下記内容を御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 年間支払額

均等割分	〇〇〇〇円	
世帯割分	〇〇〇〇円	(@1,016.221374円 × 〇〇世帯)
合 計	〇〇〇〇円	

2. 算定方法

- ・均等割50%、世帯割50%で算定
- ・世帯数は、令和7年4月1日現在の住民基本台帳による世帯数を使用

3. 支払方法

- ・年2回払いとし、8月(50%)、12月(50%)で口座振込により支払います。
- ・均等割分は源泉徴収し、世帯割分は源泉徴収していません。

4. 8月期支払額(50%)

均等割分	〇〇〇〇円	(〇〇〇〇円 × 50%)
世帯割分	〇〇〇〇円	(〇〇〇〇円 × 50%)
源泉徴収	△ 〇〇〇円	(〇〇〇〇円 × 3.063%)
合 計	〇〇〇〇円	

5. 視察研修均等割(区長会申し合わせ事項5項により)

	△ 10,000円
合 計	〇〇〇〇円

振込される額です

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

【①越知谷ブロック/令和7年5月23日(金)】

区名	番号	会場意見	担当課	町回答
作畑区	1-1	作畑と大畑の間を流れる河川について、左岸に植林された杉やヒノキの根が露出し、倒木の危険がある状態が続いております。過去にも撤去の対応をいただきましたが、今なお同様の危険箇所が残っております。山と山の間が狭く、倒木が発生した場合には、ダム化が懸念されます。	建設課	県としては、民地に植林された木が生えている場合、その所有者が伐採を行うのが原則との見解です。倒木などで道路や河川の流れを妨げるような緊急時には県が対応することもあります。基本的には所有者の責任で対応していただきたいということです。
作畑区	1-2	作畑秀峰館下の護岸について、県からは「要観察」との回答ですが、雑草により問題箇所が見えにくく、草を刈ると石垣が崩れかけています。草を刈った時期に調査を要望いたします。	建設課	過去にも要望をいただいておりますが、県からは同様の回答しか得られていない状況です。今回のご意見を受けて、今後、草刈り後に状況確認するよう県に要望していきたく考えています。
新田区	2	作畑新田間の道が広げられた区間で、以前にも落石がありました。今回も大きな落石がありました。上に設置されている鹿よけ網を越えて落ちたと聞いています。この道は交通量が比較的多く、通勤・買い物の車や自転車で通る観光客もいます。危険が予想される状況ですので、可能であれば注意喚起の看板の設置をご検討いただけないでしょうか。	建設課	今回の道路改良工事では落石対策は実施しておらず、現実的には予算の問題もあり、すぐに本格的な対策を講じるのは難しい状況ですので、まずは落石注意の看板を設置する方向で検討します。
大畑区	3	町道のカーブミラーは町に要望したらしてくれるが、県道にしてほしい場合は町へ要望書を出したらいいのでしょうか。	住民生活課	町の方に要望していただければ大丈夫です。
越知区	4	コミュニティバス回転場のアスファルト舗装の件ですが、整備事業の補助金が上限50万円とのことなんです。申請に通れば舗装はしてもいいということですか。	ひと・まち・みらい課	該当の土地については、区・隣保の方で購入された経過があるというふうに聞いています。区・隣保が良いのであれば、バス停整備の補助を活用し舗装して頂いたらと思います。
越知区	5-1	コミュニティ助成事業のLED照明の件ですが、色々制約があるみたいですが、埋込型は絶対ダメでしょうか。	ひと・まち・みらい課	建物に付随する設備、例えば埋込式エアコンは建物の一部とみなされます。一方、置き型エアコンは備品扱いとなり、助成事業の対象となります。蛍光灯をLEDに交換する際、照明器具より上の部分に工事が及ぶ場合は、助成対象外となる可能性があるため、申請時に県に確認を取る必要があります。
越知区	5-2	コミュニティ助成事業で蛍光灯だけ替えるのは対象となるのでしょうか。	ひと・まち・みらい課	消耗品は対象とはなりません。

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

新田区	6-1	電気工事一式でエアコンと LED 照明交換をする場合は対象となるのでしょうか。	ひと・まち・みらい課	その内容で足して100万円以上になれば対象になると思います。
越知区	6-2	家庭用のルームエアコンのようなものは対象となりますか。	ひと・まち・みらい課	対象となります。 コミュニティ助成事業については、毎年区長さんに翌年分の申請をお願いしています。昨年は9つの集落から要望がありましたが、補助が受けられたのは2区だけでした。LED照明交換の申請も同様で、必ず認定や許可が得られるとは限らないため、その点をご理解いただきたいと思っています。
越知区	6-3	申請したものは翌年にも残っているのでしょうか。	ひと・まち・みらい課	毎年申請を出して頂く必要があります。
越知区	6-4	備品を買うのに50万円以上費用がかかる、それをLED照明交換費用にプラスして申請してもよいでしょうか。	ひと・まち・みらい課	コミュニティ助成ということなので、イベントなどで使うテントとか、スピーカー、マイク等でトータル100万円以上になれば対象にはなりません。
作畑区	7	観音像が設置されている場所にある水栓のないトイレ（ポッチャン便所）について、水栓付きに改修するための補助制度はあるのか確認したいです。便器が盗まれ、閉鎖せざるを得ない状況もあり、戸などの盗難被害にもあっています。	ひと・まち・みらい課	集落公園等整備事業補助金という制度があり、対象事業の費用の2分の1、上限100万円まで補助されます。集落公園内のトイレの洋式化などが対象となるため、条件に合えば申請が可能です。ただし、お寺や神社の場合は対象とりにくいいため注意が必要です。
新田区	8	危険木の伐採に使える補助はありますか。	農林政策課	危険木がある民家については対応が可能であり、神社の木を対象とする場合は「元気もりもり活動推進事業」が利用できます。上限は15万円の小規模な事業です。この補助を活用し、必要に応じて自己負担を加えることで実施が可能です。
大畑区	9	元気もりもり活動推進事業は、お寺でも大丈夫でしょうか。	農林政策課	第1段では、生産森林組合など森林管理団体による山の整備を対象とした募集を行っています。8月の区長会では、第2弾として神社や集会場など、山以外の場所を対象とした募集を予定しています。

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

越知区	10-1	昔から光通信の関係がまだ十分に通っていないという認識があります。古民家には都会からIT関係・情報発信される方も来られています。最新の高速光通信設備を導入し、ここが通信環境に優れた場所であることをアピールできるようにしてほしいです。特に子どもたちが外部との通信や映像視聴で不便を感じないように、通信環境の向上をぜひ検討していただきたいと思います。	総務課	ケーブルテレビのインターネット回線は以前1ギガで遅さの指摘がありました。現在は2ギガまで速度を向上させています。これにより、回線の遅延や読み込みの問題は解消されており、遅いという声はあまり聞かれなくなりました。一方で、他市町では10ギガの回線も利用されているため、今後はさらに高速化を検討していく予定です。ネット回線の管理は総務課が担当しており、引き続き改善に努めてまいります。ご理解のほどよろしくお願いたします。
			町長	来年度のケーブルテレビ指定管理契約の更新に合わせて、ネット環境の見直しを進めています。町の中心部では民間が10ギガのサービスを整備しており、当町も現在の2ギガから最低でも10ギガの環境構築を目指します。ただし、すべての町民が10ギガを必要としているわけではないため、料金体系の見直しを含めた選択制のサービス提供を検討しています。令和8年から具体的な整備を開始する予定で、現在、総務課と連携して準備を進めています。
越知区	10-2	昨年、越知には移住者が2組ありました。1組はお試し移住で来たご夫婦と子ども2人、もう1組はご夫婦と赤ちゃん3人の家族です。どちらもリモートワークをしているため、移住者のためにも早急な対応が必要です。	町長	基本的には、光ケーブルの整備に合わせてケーブル局舎の改造も必要です。また、地域創生の一環として民間企業と連携し、ICT分野の事業展開を進めています。国の交付金を活用し人材配置も行っています。山間部の通信速度改善には莫大な費用がかかるため、近い将来、衛星通信など新しい技術の活用も出てくると聞いております。まずは最低でも10ギガの通信環境をしっかりと整えることが重要と思っています、その場合少し料金は高くなるかと思えます。移住促進には若い方々が来てくれる環境を作っておかないと絶対駄目だと思っています。
大畑区	11-1	昨年申し上げた内容ですが、現在の消防ポンプ車の出動には団員が2名必要とされています。しかし、地元の現役団員はほとんど町外や区外に出ており、地元には団員経験者であるOBが多くいます。火災が発生しても現役団員が不足し、すぐにポンプ車を出せない状況があります。そのため、中播消防の到着まで約15分待たなければなりません。現場の目の前にポンプ車と経験豊富なOBが多数いるため、彼らを活用してポンプ車を出動させ、火災の初期消火に当たれるような特別な制度	住民生活課	OBの方の乗車について検討した結果、機材使用時の事故に対する補償が課題となっています。火災現場付近での協力については一定の補償が適用されますが、乗車は正式な消防団活動に該当するため、補償の対象とするのは難しいという見解です。町全体で消防団員の減少が進む中、OBの方に「機能別消防団」として参加いただく制度の導入を提案しています。これまで現役団員からは「活動しにくくなる」との意見もありましたが、出動体制が維持できない場合を踏まえ、制度導入に向けて本年度中に準備を進めていきます。

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		<p>(特区)を設けてほしいという要望を出しました。昨年検討するとお聞きしていますが、検討結果をお願いしたいと思います。</p> <p>現場までポンプ車を運んでそのまま放置するだけなら、出動させない方がまだましだと思います。</p> <p>団員が不足している現状を踏まえ、ぜひ前向きに真剣に検討していただきたいと考えております。どうかよろしくお願いたします。</p>		<p>制度導入後は、消防団と同様の一定の補償が適用されず(退職金は除く)。活動範囲については、「例えばポンプ搬送は可、機械操作は不可」など、今後整理が必要です。</p> <p>なお、福崎町ではすでに機能別消防団が導入され、火災時の交通誘導などを担っているとのことです。こうした事例を参考に、円滑な運用を目指してまいります。</p>
大畑区	11-2	<p>今年度、水防時用のカップが団員に支給されると伺っていますが、支給は団員数の3分の1とのこと。越知谷分団の登録は30名弱と記憶していますが、実際に活動されていない“幽霊団員”もいるようです。不足分は各村で対応するとのことですが、なぜ3分の1という支給数なのか、その根拠をご説明いただきたいと思ひます。</p> <p>また、配布方法についても、個人配布か分団配備かを教えていただけると助かります。サイズの選定など課題もあると思ひますので、その点も含めてご説明をお願いいたします。</p>	住民生活課	<p>カップの支給については、消防団本部役員会および消防審議会で協議の結果、実際に出動される団員が全体の約1/3程度であろうことから、全団員への配布は必要ないとの判断がなされました。そのため、支給数は団員数の1/3とし、個人配布ではなく各分団の部単位での配備としています。</p> <p>カップのサイズについては、各部からの要望をもとに取りまとめを行い、必要なサイズを配布する予定です。</p>
		<p>カップについては、おおむねそのような状況かと思ひます。</p> <p>しかし、現在いる団員のうち1/3に支給するという方針は理解できても、1/3を超える団員については自前のカップしか持っていない状況だと思ひます。その点で問題はないのか、また予備のカップを置いておくなどの検討はできないか、という点についてお願いしたいと思ひます。</p>		<p>配布以上の必要がある場合は、各部や集落で対応をお願いすることになります。消防団の被服と同様に補助金での支援も行います。</p>
越知区	12-1	<p>先ほど町長から説明があった神河町の総合病院の予算に関してお伺いします。町民だけが利用するわけではなく、多可町、朝来市、市川町、福崎町の方も利用される可能性があります。この病院にかかる費用については、神河町だけが補助を出しているのでしょうか。現状の状況を教えてくださいたいと思ひます。</p>	町長	<p>神河町の病院については、現在神河町だけが予算化して補助を行っています。</p> <p>以前は一部事務組合として、合併前の神崎町・大河内町に市川町が加わり、3町で運営していました。その際は3町から負担をいただいていた。しかし現在は神河町となり、市川町が脱退したため、神河町だけで運営しています。</p>

令和 7 年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

越知区	12-2	<p>病院は色々なところにありますよね。ここの病院も赤字であれば、存続できませんよね。他の病院や個人の病院も、すべて補助を受けて存続しているのでしょうか。なぜ儲かっていないのでしょうか。</p>	町長	<p>個人病院や医療法人、自治体の病院などがありますが、自治体病院以外は補助金がなく、独立採算で運営されています。赤字になれば経営破綻するため、赤字を出さないように経営されています。公立病院で黒字経営をするところは稀で、赤字になりやすい診療部門を担っています。</p> <p>そうした赤字部門も自治体が責任を持って地域医療の確保・保障のため運営しており、公立神崎総合病院も多くの診療科がありますが、すべての診療科が黒字ではありません。</p> <p>しかし、赤字でもその診療科がなければ地域の方が困るため、一般会計から助成しているのが現状です。</p> <p>これまで年間 5 億円の補助をしてきましたが、今年度は 3 億 6,000 万円の補助に減額し、経営は非常に厳しい状況です。経営改善をしていかなければいけない。一人ひとりが意識を変える必要があります。住民や町民は、役場は選べませんが、病院は選べます。公立神崎総合病院に行かず、別の病院を選ぶことも可能です。しかし、公立神崎総合病院に行こうと思ってもらえるような、信頼される病院を目指して、今まさに全力で取り組んでいる状況です。</p>
大畑区	13	<p>町長懇談会があると、だいたい岩屋生野線の話になります。神河町にも地元の県議さんがいるので、町長や議会が動くよりも、県会議員に動いてもらう方が手っ取り早いと思います。ほかの市町ではそうされている例もあるようです。</p>	町長	<p>県道改良についてですが、自治体としては毎年県会議員要望や国会議員要望、県知事要望も行っています。</p> <p>例えば、神河町議会と宍粟市でトンネル構想の要望会を、たつの土木事務所や姫路土木事務所、県会議員も同行して行うこともあります。県会議員と一緒に事務所へ行くことは可能で、これまでもある程度行ってきたとは思いますが、まだ十分ではないと感じています。ぜひやりたいと考えています。</p>
大畑区	14	<p>吉富のお茶工場の件は農林政策課に関係があるかわかりませんが、今年の製茶の期限は当初 5 月 20 日まででした。越知谷は寒くて生育が遅れている状況です。20 日までの期限について、延長してほしいという要望があり、24 日まで延びました。越知谷の方のことを考えれば、最初から期限を延ばすような検討ができないかと思います。よろしくお願いします。</p>	農林政策課	<p>吉富の加工場については、現在は(株)仙霊の野村さんという方が運営されています。</p> <p>今年は特に 4 月の気温が低かったため、お茶の生育が遅れたのではないかと思います。そういった要望があることについては、私たちの方からもお声がけすることが可能です。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

			農林政 策課	5/28 (株)仙霊 野村氏に確認 「来年からは、受付期間を5月末まで延長する予定です。但し、5/20以降は、週末等、受付日を限定してご案内したいと考えています。」
--	--	--	-----------	---

【参加者】区役員15人(自治協兼務1人)、自治協2人、役場11人、議員等傍聴3人 合計31人

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

【②栗賀北ブロック/令和7年5月27日(火)】

区名	番号	会場意見	担当課	町回答
栗賀町区	1	建設課には、いつも県道に関する要望をお願いしております。これは区内に限らず、通行者の方々からも、病院前や農協前の横断歩道から北側について、通行しづらく困るといった苦情をいただいております。引き続き、ご対応のほどよろしく願いいたします。	建設課	県道の舗装修繕についてですが、昨年の町長懇談会の際に、「病院前の道路がでこぼこしており、雨天時には歩行者に水をはねて危険」とのご指摘を受け、すぐに県へ要望しました。その際、県からは「令和6年度中に対応したい」との回答をいただいておりますが、現時点ではまだ工事は実施されておられません。現地を確認したところ、病院入口から北側、農協前の信号付近までの区間にスプレーで印がされており、対応の準備が進められている様子が見えます。明確な時期は示されていませんが、すでに現地確認も行われているため、近いうちに対応していただけるものと考えております。
栗賀町区	2	消防団の関係についてですが、部の統合という話になれば、中村や栗賀町といった各区ごとに、相談すべき事項が出てくるのではないかと考えております。消防の方から報告をするというお話がありましたが、統合に向けての進捗について、順次、報告あるいはご連絡をいただければ、各区の調整も円滑に進められるのではないかと考えております。	住民生活課	副団長にも内容を確認しましたところ、基本的には消防団各部から相談や協議の過程について、区長さん方へ報告が行われると伺っております。したがって、現時点で特に報告がないということは、話し合い自体がそれほど進んでいない可能性が高いと考えられます。
栗賀町区	3	図書コミュニティ公園桜空の活用については、地域としても大いに対応していきたいと考えています。現在、当地区ではひと・まち・みらい課において、まちづくりの一環として空き家や古民家の利活用も進められています。一方で、現地周辺の環境整備については、コミュニティ公園から続く道路や周辺の除草作業など、区としても対応している部分があります。しかし、舗装や環境の改善といった面については、地域だけでは対応が難しい状況です。教育課からもご説明がありましたが、利活用を進めるにあたって、周辺の水路なども含め、今後環境整備にご協力いただければと考えております。	ひと・まち・みらい課	町長からも挨拶がありましたが、建設にあたり地域の皆様にはご協力をいただき、誠にありがとうございました。事前に地元の栗賀町区・中村区の皆様から除草作業についてのご要望もいただいております。その内容は教育委員会の方にしっかりと申し送り済みです。該当箇所については教育委員会が対応いたしますが、それ以外の除草については、引き続き地域の皆様のお力添えをお願いできればと考えております。また、以前から周辺の道路や側溝、舗装についてもご意見をいただいておりますが、最終的に今回の開発区域には含まれませんでした。今後は、地域の皆様の声を伺いながら、関係部署とも連携し、必要な整備について検討を進めてまいりたいと考えております。

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

中村区	4	<p>町単独土地改良補助事業についてですが、「上限が200万円」というのは、事業費自体が200万円までという意味なのか、それとも補助金額が最大で100万円（事業費の半額）という意味なのかを確認したいです。</p> <p>また、当初は補助率が3割と聞いていましたが、5割でよいのかどうか。総事業費が400万円の場合に、200万円ずつを2つの事業に分けることで対象とすることが可能かどうかについても確認をお願いしたいと思います。</p>	建設課	<p>町単独土地改良補助事業についてご説明します。この制度では、年間の事業費上限が200万円、補助金の限度額が100万円と定められており、補助率は1/2で間違いありません。</p> <p>仮に事業費が200万円を超えた場合でも、補助は最大100万円までとなっております。そのため、例えば事業費が300万円の場合は、100万円が町の補助、残りの200万円は区の負担となります。</p> <p>なお、400万円や600万円といった大規模な事業については、実際に一部の地区で、2か年または3か年に分割して対応されているケースもございます。</p>
中村区	5	<p>町営住宅の入居者について、まったく協力が得られていないというわけではなく、訪問すれば多くの方が区費を納めてくださっており、遅れることはあっても未納という状況ではありません。</p> <p>ただ、やはり長年地域に住んでおられる方々とは違い、地域活動への意識が高まりにくいのが現状です。早い方は半年程度で転出されるケースも多く、住民同士の関係も深まりにくい状況です。</p> <p>そのため、たとえば中村区で行われている行事や地域の魅力を紹介するような資料を、毎年4月に配布していただくと非常に助かります。今年度については、中村区三役も出席のうえ、町営住宅の方々とお話しする機会を設ける予定です。もしご都合が合えば、ご出席いただけるとありがたく思っております。</p>	住民生活課	<p>中村区では多くの行事が開催されていると思います。そうした地域の魅力をチラシに掲載し、区の行事情報や、区費・隣保費を納めることで参加できる事業、さらに蛍の保存活動などの取り組みも積極的に発信していきたいと考えています。</p> <p>現在、町営住宅には16世帯が入居しており、世帯主の平均年齢は約37歳で、未就学児を持つ家庭が多い状況です。そうした方々にどのような魅力を伝えられるかを考えながら、地域の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
福本区	6	<p>井堰の修繕ですけれども、老朽化というのは新設という意味で取ったらいいですか。</p>	建設課	<p>老朽化による改修や補修・修繕についてですが、土地改良施設（例えば井堰など）は、災害や大雨による被害の場合には災害復旧事業の適用があることがあります。一方で、日常的な維持管理や点検は河川の占用物件として、あくまでも地元や受益者が行うこととされています。</p> <p>老朽化による小規模な改修であれば、町の土地改良補助事業を活用して対応可能です。しかし、大規模な修繕については地元の対応が難しい場合もあり、その場合は姫路土地改良センターと協議し、災害復旧とは異なる補助事業について相談していきたいと考えております。</p>
			町長	<p>姫路土木事務所の立場として、農業用井堰は管理対象外であり、管理は受益者である地元の農業関係者が行うこととなつ</p>

令和 7 年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

				<p>ています。</p> <p>井堰の修繕については、災害が発生した場合には災害復旧事業が適用されますが、この事業は土木管轄ではなく農林水産省の管轄で、補助事業として実施されます。</p> <p>また、町単独事業としては「町単独土地改良補助事業」というメニューがあり、老朽化による改修は新設ではなく、壊れた部分の修繕・改修に該当します。</p>
			建設課	<p>他の地区からも新設の補助制度の要望が寄せられていますが、姫路土地改良センターに確認したところ、基本的に圃場整備の段階で井堰が設置されているため、新たに井堰を新設するための補助メニューは現在ありません。</p> <p>ただし、圃場の拡大など特別な事情がある場合には、新設に対する補助メニューが適用される場合もあるとの回答です。</p>
山田区	7	<p>山田区の堤防についてですが、現状は壊れてはいないものの、一部が掘れ始めている状況です。早めに対処していただくことで、修繕費用も抑えられますが、壊れてからの修繕となると莫大な費用がかかると考えられます。この水路は農業用水だけでなく、非常時の防火用水としての役割も担っているため、完全に壊れて新設するのではなく、壊れる前に早めの対応をしていただきたいです。</p>	建設課	<p>現地を確認したところ、下流のコンクリートが並べられている部分が流失や沈下により、下部に隙間ができている状況でした。</p> <p>修繕の規模によって対応が異なります。たとえば、200 万円程度の経費で対応可能な範囲であれば、町補助で実施可能です。</p> <p>大規模な修繕が必要な場合は、姫路土地改良センターと相談のうえ対応することになります。具体的な内容についてお話しいただければと思います。</p>
山田区	8-1	<p>6 組地内の堤防の土手の除草工事についてですが、ご回答には「堤防点検のため、12 月頃から順次除草を実施します」と記載されています。これは 12 月頃から草刈りを始めるということでしょうか。</p>	建設課	<p>県が行う草刈りは、環境整備のためではなく、堤防が陥没していないか、沈下していないかといった点検のための草刈りとなります。基本的には冬場を実施する予定です、という回答です。</p>
山田区	8-2	<p>高齢化が進み、シルバー人材センターなどを活用して町から土手の草刈りをしてもらえないかという要望が再三出されています。同様の課題は他の区でもあると思われませんが、可能であれば対応していただけるとありがたいと考えています。</p>	建設課	<p>各区から同様の要望が寄せられており、令和 5 年度から河川の環境整備を新たに実施していますが、川の流れを妨げる葦や木の除去であり、護岸の草刈りについては対応しておりません。</p> <p>高齢化により地域住民による管理が難しくなっていますので、今後の課題と認識しています。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

中村区	9-1	<p>土地の売買や空き家に関して、行政による指導や規制は難しい点は理解しています。移住定住サポートセンターを通じた場合はこちらでも把握していますが、個人間のやり取りで入居してくるケースもあります。</p> <p>教えて欲しいのは、土地が売却され新たに家が建つときの情報がどの課に最初に入るのかという点です。もし土地の売買情報が早期に共有されれば、家が建つ前に区として対応や調整が可能となります。逆に情報が遅れてしまい、予期せぬ入居者が現れて区費の未納などトラブルになることもあります。住民間の対立が生じることもあり、そうした事態は避けたいと考えています。規制は難しいにしても、土地売買の情報がどこに最初が届くのかを把握し、早期の情報共有ができれば円滑な対応が期待できるため、その点を知りたいと思っています。</p>	ひと・まち・みらい課	サポートセンターを通じた情報は、まずひと・まち・みらい課に最初に入ります。ただし、農地付きの土地の場合は、売買前に農林政策課に相談が入ります。また、境界確認については地籍課に相談が入ることになります。
中村区	9-2	<p>税務課なども情報が入る可能性はあるのでしょうか。</p>	ひと・まち・みらい課	<p>税務課は基本的に土地の売買後になります。</p>
			町長	<p>農地の場合は、まだ思案中で協議に来られることもあります。</p> <p>また、上下水道課には、水道の開栓手続きに来られた段階で把握できる場合もあります。</p>
	9-3	<p>地域に新たに住民が入ってくる際には、事前に「どのような方が来られるのか」といった情報が分かれば、対応がしやすくなる。町としても人口6,000人の維持を目指している中で、外からの移住者を積極的に受け入れていくことは重要であり、我々も協力したい。一方で、時には地域との調和が難しい方が入ってこられることもあり、そのような場合には、地域住民にとって大きな負担となることもある。そのため事前に情報を知っておきたい。課長会議などを通じて共有していただけると助かります。</p>	ひと・まち・みらい課	<p>土地が売れて建物を建築する際には、建設課に建築届が提出されるというケースもあります。ただし、ご理解いただきたいのは、近年、個人情報の取り扱いが非常に厳しくなっているという点です。町として把握した情報を、そのまま外部に提供することは難しい状況にあります。そのため、各課に何らかの情報がいった場合には、「まずは区長さんにご相談ください」といった形でご案内することになるかと思っています。</p> <p>なお、サポートセンターを通じての物件については、購入が確認された段階で、それぞれの区長さんや民生委員の方々に通知をお出ししております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

福本区	10	<p>できれば、私の希望にはなりません。各区からの要望については、できる限り詳しく教えていただきたいと思えます。たとえば、区費や組費がいくらか、年間どのような事業が行われているかといった情報について、役場からご説明いただくと、無難ではないかと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>ひと・まち・みらい課</p>	<p>サポートセンターを通じての移住者については、各区長さまにご協力をお願いし、行事や区費など、情報をいただいております。必要に応じて移住希望者にお渡ししております。事前に理解した上で移住される方については、地域とのやり取りも比較的スムーズに進んでいると感じております。</p> <p>一方で、サポートセンターを通さずに個別に入ってこられる方への情報については、どこまで発信できるかという点については、庁内でも引き続き検討してまいります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>
			<p>町長</p>	<p>サポートセンターを通じての移住者には、しっかりと地域情報を伝えているが、それ以外の方、たとえば役場の窓口に水道の開栓などで来庁された際に、転入や移住の意向があると分かった場合には、「移住サポートセンターがありますので、そちらで集落ごとの詳しい情報を聞いてみてください」と案内をさせて頂くなどしたいと思います。</p>

【参加者】 区役員 15 人、自治協 1 人、役場 11 人、議員等傍聴 2 人 合計 29 人

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

【③栗賀南ブロック/令和7年5月30日(金)】

区名	番号	会場意見	担当課	町回答
柏尾区	1	<p>地域総合戦略の基本目標の部分ですが、人口が少ないという課題があり、「基本目標」を設定し、人口減少を防ごうという趣旨なのかなと感じました。そこで確認なのですが、記載されている事業を実施することによって、その上に記載されている基本目標（数値目標）が達成される、という理解でよろしいでしょうか。</p>	町長	<p>基本目標についてですが、おっしゃるとおり、令和2年から令和6年までの基準値として「88人」という数値を設定していました。これを今後「100人」に引き上げていこうという目標を掲げています。</p> <p>その達成のためには、地域にどのような産業や仕事の間があるかが重要になります。具体的には、既存の産業に対しては①から⑤までの振興支援事業を展開し、新たな産業分野においては起業支援も含めて複数の事業を用意しています。</p> <p>これらの事業を総合的かつ精力的に進めることで、100人という目標達成を目指す、という趣旨でご理解いただければと思います。</p> <p>この「88人から100人へ」という数値目標については、既存産業の振興支援および新規産業の創出の各分野で、それぞれ目標値を設定しています。</p> <p>それぞれの取り組みで設定しているのは、人員数であったり、事業所の件数であったりと内容は異なりますが、これらを総合的に取りまとめた上で、基準値88人から目標値100人への引き上げを目指すというものです。</p> <p>したがって、この「100人」という数字は、各事業に基づく積み上げの根拠があるものであり、そういった背景で見えていただければと思います。</p>
柏尾区	2-1	<p>南部ブロックにおいて、役場が管理する避難所として、どの施設を当てにすればよいのでしょうか。また、避難所の運営には最低でも10人前後の体制が必要であり、人員が確保されていなければ、避難所を開設維持は難しいと考えています。その点で、役場が指定する避難所、小学校や体育館などが、そうした運営体制をきちんと整備できているのか確認したいと思います。</p> <p>柏尾区の「ふれあい館」は大雨時には避難所として使用できないので、私たちとしては、役場から紹介された避難所に、高齢者から順に誘導していく方針で考えています。目先をつけて皆を避難誘導し</p>	住民生活課	<p>神河町は山に囲まれ、近隣には越知川も流れているため、大雨時の災害リスクが高い地域です。現在のハザードマップでは、1,000年に一度の大雨による浸水被害も想定されています。</p> <p>町の指定避難所の中で、最も安全性が高いとされているのは寺前小学校で、土砂災害の危険区域にも入っておらず、水害のリスクも最も低いとされています。神崎小学校についても、防災計画では「○」とされていますが、ハザードマップ上では大雨時の浸水の恐れが示されています。したがって、この地域で安全性の高い避難所としては、寺前小学校および神河中学校が挙げられます。</p> <p>避難所の開設にあたっては、高齢者等の避難情報が発令された場合、町職員</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		てくれるのかどうかを確認させていただきたいと思っています。		<p>が2名派遣され、簡易ベッドや必要な物資等の準備を行います。ただし、「どこが絶対に安全か」を断言するのは難しく、町の避難情報を基準としながらも、個人個人で安全な避難経路を考え、確認しておくことが大切です。</p> <p>また、自主的な防災意識を高めるため兵庫県のひょうご安全の日推進事業を活用するの支援事業を活用することで「マイ避難経路」の作成方法等について指導いただくこともできます。町としてもできる限りの支援は行いますが、災害時には各自の判断と備えも重要ですので、その点も含めてご協力をお願いいたします。</p>
柏尾区	2-2	<p>避難所に関して、もう一点確認させてください。私は三木市まで足を運び、避難所運営に関する各種講習を受講してきましたが、その経験から言っても、避難所の運営を職員2名だけで行うのは現実的ではありません。実際の運営にはもっと多くの人員が必要であると考えていますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>また、寺前小学校の避難所としての受け入れ可能世帯数についても教えていただきたい。たとえば、南部地域の住民が全員そこへ避難するような状況になった場合、物理的に収容できるスペースが本当にあるのか、その受け入れ体制について、ご説明いただきたいと思っています。</p>	住民生活課	<p>避難所の開設については、町の定める水防指令1号の発令時、あるいはその前段階で、まず職員2名が出向いて避難所を開場する体制を整えています。</p> <p>ただし、この職員2名による対応はあくまで緊急的・初動対応としての一時的な措置であり、長期的な避難所運営を想定したものではありません。</p> <p>ご指摘のとおり、三木市での講習等で説明のあったものは長期避難（1週間～1ヶ月程度）のケースかもしれません。その場合、職員2名ではとても対応しきれないという点は、十分認識しております。限られた職員数の中で全てを対応することは現実的ではないため、地域の自主防災組織や区長、住民の皆さまのご協力が不可欠となります。</p> <p>なお、現時点では、集落ごとにどの自主防災組織へどのように協力を要請するかといった具体的な運用体制までは決定されておらず、今後の検討課題となっております。以上のことから、職員2名というのは初動対応のための最低限の人員配置であるというご理解をいただければと思います。避難所の開設体制自体は、水防指令1号の発令、またはその前に対応できるよう準備を進めております。</p> <p>寺前小学校の避難所としての収容人数についてですが、指定緊急避難場所としての収容可能人数は332名となっております。</p>
柏尾区	2-3	一人当たり何平米ですか。	住民生活課	3平米ほど、基準により算定した面積での収容人数にはなっております。
柏尾区	2-4	300人で何世帯ですか。	住民生活課	世帯ではなく人数になります。

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

柏尾区	2-5	避難所の区画はセパレートですか。	住民生活課	避難所に関しては、パーティションの設置やコロナ対策なども考慮した上での運営を想定しております。
寺野区	3-1	除草剤を買ったら、環境美化活動支援金でいくらかは補助してくれるということですか。	総務課	環境美化活動支援金は、各区の世帯数および人口に応じて均等に配分させていただいております。 寺野区につきましても、おそらく十数万円程度の助成金を交付させていただいているかと思っております。その助成の中から、除草剤の購入をお願いいたします。
寺野区	3-2	2、3日前に除草剤を購入したのですが、領収書を持参すれば、対応をしていただけますか。	総務課	領収書を持参するというよりも、活動支援金として各区に一定の予算枠を設けています。これは、各区で行われるクリーン作戦や月1回の清掃活動などを支援するための資金です。毎年6月の区長会で申請書の提出案内を行い、それに基づいて申請していただいた後、各区に対して交付する形となっております。交付された助成金の中で除草剤を購入していただくという内容になります。
			副町長	領収書やその他の証明書は必要ありません。
			総務課	申請の際には、各区で行った清掃活動の写真を添付していただくこととなります。 したがって、除草剤の補助金というよりは、清掃活動全般を支援するための活動支援金としてご理解いただければと思います。
加納区	4	避難場所についてのご回答をいただいておりますが、自分たちや地区で考え、できることをしっかり進めていく必要があることは十分承知しています。ただ、今年は例年以上に暑さが厳しく、また長期予報では雨量も多くなると報じられているため、災害発生時の対応に対して強い不安を感じているのが実情です。 そのため、普段からしっかりと避難計画を考え準備していくことが重要ですが、加えて町としても従来から指定されている避難場所に限らず、地区ごとに追加で避難できる場所の検討や確保を積極的に進めていただけることを強く希望します。	住民生活課	避難所についてですが、町が指定する避難所以外に新たな避難場所を探すのは難しい状況です。そこで、行政と各集落が連携して対応策を検討しています。 例えば、猪篠区からは、近隣のヨーデルの森や北方向の生野高校への避難が提案されており、生野高校との協議を進め、避難が可能な体制を整えています。また、ヨーデルの森の施設駐車場でも、浸水の心配がない場所では、車中避難の提案も行っています。 また、以前には柏尾区の提案により、サンアロイ（旧第一工業）の2階を避難所として指定し、企業とも協議を行った経緯もあります。 今後も指定避難所以外の避難場所について、関係者と共に検討を進めていきたいと考えています。
加納区	5	人口減少の中で数字目標を掲げ、それに基づいて展開されているこ	町長	人口減少については、限られた時間でざっと説明したため分かりにくかった

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		<p>とは非常に良いことだと思います。しかし、6,000人程度の人口を目指す場合に、6,000人であればどのような神河町の運営や社会が築けるのか、正直イメージが湧きにくいのが実情です。</p> <p>例えば、現在1万人の町でこうした状況があるとして、6,000人になったときにどのような生活環境や状況になるのか、不安を感じています。6,000人でも住みやすく安心して暮らせる方法があるのであれば、そうしたビジョンや検討内容を町から示していただけるとありがたいです。</p> <p>細かい話ですが、毎年約50人の新生児が生まれるとして、6,000人の町なら年間約60人の新たな子どもが必要になる計算になります。数値目標には根拠があることは理解していますが、各数字がどう連動し合い、目標を達成することで安心・安全な町づくりにつながるのかを、もっと分かりやすく町から示していただきたいと思います。</p>	<p>かもしれません。神河町が6,000人の人口を目指す理由ですが、単に数字を追うだけでなく、その規模で町が元気に運営できるかどうか重要です。</p> <p>何もしなければ人口は約3,000人規模にまで減少すると予想されます。そうすると、税収や町の財政基盤も大幅に縮小し、現在のような町づくりは難しくなります。</p> <p>今年度の一般会計予算は約101億円ですが、これは現状の約1万人の町民からの税収と国からの地方交付税や補助金などに支えられています。国も人口減少に危機感を持ち、6,000万人規模を維持しようと努力しているのと同様に、神河町でも最低限の規模として6,000人を目指すことが必要と判断しています。</p> <p>人口規模が縮小すれば、道路や橋、上下水道などのインフラ維持も困難になります。そのため、国の地方創生政策と連動させながら、神河町としては6,000人規模の維持を目標としています。</p> <p>ただ、年間50人の出生数があれば自動的に6,000人になるわけではありません。人口は自然増減（出生数と死亡数の差）と社会増減（転入・転出の差）によって変動します。現状では死亡数が年間約160人と多く、自然増は期待できません。</p> <p>そのため、社会増をどう確保するかが重要であり、魅力的な町づくりや移住・定住促進策が不可欠です。さらに、現在住む方々が安心して暮らせる環境整備も移住者の定着に繋がります。</p> <p>こうした政策を進め、出生数の増加と社会減の改善を図ることで、将来的に6,000人規模の維持が可能になると考えています。細かい数字は積み上げていく必要がありますが、基本的な考え方はこのようなものです。</p>
柏尾区	6-1	<p>安全・安心に関わることかと思いますが、6月1日から建設業などで熱中症対策に関する罰則が設けられる改正が施行されました。これに伴い、町の夏のクリーン作戦や自治会などで暑い時期に実施する活動に対しても影響があるかと考えられます。</p> <p>そこで、自治会や町が依頼して行う活動において、今回の熱中症対</p>	<p>住民生活課</p> <p>クリーン作戦はこれまでは主に雨天など天候面を心配して開催の可否を判断しておりましたが、一番暑い夏の時期に実施されるため、今後は天候だけでなく気温や熱中症のリスクも考慮しながら行事の開催について検討してまいります。</p> <p>現時点では具体的な対応策の検討は出来ておりません。熱中症警戒アラートが前日に発令されるようになっており</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		策の改正にどう対応すべきか、その考え方や具体的な対応についてお聞きしたいと思います。		ますので、今後はそういった情報も踏まえ、判断する必要があると考えております。
			健康福祉課	<p>熱中症対策としては、水分補給が非常に重要であり、塩分も適度に摂取していただくことが必要です。塩分の摂りすぎは良くないため、適量の摂取を心がけてください。また、スポーツなどの活動をされる場合は、スポーツドリンクの利用も有効だと思います。</p> <p>環境省からは熱中症対策のためのアプリが提供されており、「WBGT（暑さ指数）」という指標があります。これは前日の午後6時に翌日の暑さ指数が発表され、さらに当日の午前7時にも再度発表されます。指数の目安としては、31以上が「危険」、28～31が「厳重警戒」、25～28が「警戒」となっています。</p> <p>この指数は計測地点ごとに発表されているため、環境省のアプリを参考にしながら、区の活動に活かしていただければと思います。</p>
柏尾区	6-2	<p>役場として、6月1日から施行された熱中症対策関連の制度や罰則規定について、しっかりと認識されているか。自治会活動などで屋外作業が発生する場面も多くなります。たとえ自治会活動とはいえ、何かあった場合を私たちは心配しています。</p> <p>テレビなどでも報道されていますが、6月1日から制度が変更され、罰則が設けられたことを受け、製造業や建設業界などではすでにリアルタイムで暑さ指数（WBGT）を把握できる装置の導入が進んでいます。自治会の活動が対象に該当するかは分かりませんが、いずれにせよ、今後のためにも、町として調査や研究を行っておくことが重要だと考えます。何かあった際に「知らなかった」では済まされない可能性があるからです。</p> <p>暑さ指数の数値や、水分・塩分補給、スポーツドリンクの摂取などはこれまで通りの話です、町として、住民の皆さんへ積極的にインフォメーションしていくことが大切ではないかと感じております。</p>	副町長	<p>このたび新たに設けられた罰則規定について、自治会が対象となるかどうかについては、法的な確認を行う予定です。自治会は一般的に法人格を持たない団体であるため、法的には罰則の対象とはならない可能性が高いと考えていますが、念のため弁護士に確認したいと考えております。</p> <p>一方で、法的な位置づけとは別に、住民の安全・安心を確保するという観点からは、行政として適切な対応や啓発が必要であると認識しています。特に、熱中症などの健康被害を防止する観点から、今回の法改正を契機として、広報活動や注意喚起などを積極的に行っていく必要があると考えています。</p> <p>最終的な判断については、専門的な見解を得たうえで、改めて方針を整理してまいります。</p>
			6月23日 区長会	令和7年6月1日より、厚生労働省により「職場における熱中症対策」が義務

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

			での副町 長からの 回答	化されました。この法改正は、労働者の健康を守ることを目的としたものであり、事業者（雇用主）が労働者を使用する場合に対し、一定の条件のもとで熱中症対策を講じることが義務付けられています。町の顧問弁護士事務所にも確認しましたが、本制度の適用対象は、「雇用関係にある労働者を使用する事業者」とされています。自治会は、地域住民による任意団体であり、構成員との間に雇用関係がないことから、今回の法的義務の直接的な対象とはなりません。ただし、地域清掃、イベント、防災訓練などの自治会活動において炎天下での作業が想定される場合は、こまめな休憩や水分補給などを心掛けてください。
柏尾区	7	<p>避難に関して、南部ブロック、特に貝野地区を含む一帯は、災害時には全域が浸水する可能性のあるエリアです。そのため、「北に上がれば助かる」といった他地域の避難事例は、役に立たない。南部の住民がどこに逃げればいいのか、真剣に考えていただきたい。</p> <p>近年は、例にないような豪雨や暑さが発生している。災害が起きた時、こうやって問題提起をしても、「今後、検討してまいります」といった曖昧な返答では、極めて危険だと思います。</p> <p>たとえば、災害時には「第一の避難先として南部住民は全員寺前小学校へ避難する」といった、具体的な避難指示をあらかじめ策定・周知することが必要です。また、以前冗談交じりに話していた内容ではありますが、播但連絡道路の高架上を利用した車両避難についても、検討を進めていただきたいと考えます。</p> <p>「あのとき話が出ていたのに何の対応もされなかった」と後になって言われるようなことがないよう、真剣な対応をお願いします。</p> <p>南部地域の住民は、雨が降るたびに「今回も床下浸水するのではないか」と恐れています。具体的に進めていただきたいと思います。</p>	町長	そういう不安をなくすように。適格な指示をしっかりと出せるように対応させていただきます。

【参加者】 区役員 16 人(自治協兼務 1 人)、自治協 1 人、役場 11 人、議員等傍聴 4 人 合計 32 人

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

【④大山ブロック/令和7年6月3日(火)】

区名	番号	会場意見	担当課	町回答
大山区	1-1	町からの各種委員への手当の支給についてですが、よく分からない点があります。たとえば、ここに記載されていない「山林部長」や「人権推進委員会」のような役職が、なぜ含まれていないのかが分かりません。	総務課	「山林部長」という役職については、あくまで私の認識ではありますが、各区で独自に設けられているものだと思っております。そういった、各区の中で部会を組織されているようなケースについては、これまでも手当の支給対象にはなっていないかと認識しています。
			教育課	人権推進委員につきましては、今週の日曜日にも事前学習会を実施し、新たに220名の方に委嘱を行い、今後2年間の活動をお願いすることとなっております。基本的には、それぞれの地域において人権推進の活動を行っていただくことを目的としており、町の方にお越しいただく機会としては、事前研修会のほか、可能であれば7月6日の研修会、そして12月にももう一度研修会がございますので、そちらにもご参加いただければと思っております。 なお、費用弁償については、他の委員の方々のケースもございますが、現時点では支給が難しい状況にあると考えております。何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。
大山区	1-2	山林部長についてですが、農林政策課が主体となって声をかけ会議をされていると聞いております。そのため、私ははっきり町が指定した組織だと思っておりました。ということは、山林部長は各区が独自に決めた役職であり、町に出す必要はないという理解でよろしいのでしょうか。	町長	山林部長については、山の間伐や再生といった課題に対応するため、担当課である農林政策課のもと、以前から各集落において選出していただき、「山林部長会議」を開催してきたという経過があります。 このように、町がお願いしている会議が平日の昼間に開催されるケースも多く、「なぜ費用弁償が出ないのか」といったご意見も寄せられています。しかし、山林部長については、もともと費用弁償の支給を前提とせずにご協力をお願いしてきたという背景があり、現時点では支給対象とはなっておりません。 今後の山の再生に向けては町としても支援してまいりますので、引き続き良い計画を共に作っていただけるよう、ご協力をお願いしたいと考えております。こうした事情について、ご理解いただければ幸いです。 なお、山林部長会議に限らず、他の分野においても町からの依頼でご参加いただくケースがございます。たとえば人権推進委員については、地域に根ざした「人権文化を育むまちづくり」を目指し、住

令和 7 年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

				<p>民の皆様のご理解とご協力のもとで取り組んできたところです。</p> <p>ただし、現在の各集落の状況は多様で、10 戸程度の小規模な集落から、300 戸を超えるような大きな集落まであり、とくに小さな集落では人口減少と高齢化が進み、一人が複数の役職を兼ねるような負担の大きい実態があります。そのような中で、「役職の数を減らしてほしい」といった声や、「せっかく無理して出席しているのだから、費用弁償についても検討してほしい」といった要望も、町として確かに受け止めております。</p> <p>このような住民の皆様の声を踏まえ、町としても検討しなければならないと考えております。</p>
大山区	1-3	<p>民生委員には年間で 12 万円の手当が支給されている一方で、ほかの委員については支給されていない場合もあり、その違いがよく分かりません。</p> <p>たとえば、区長についても手当が支給されていますが、その他の委員については支給がない場合も多く、その差が分からないと皆さん思っています。</p>	町長	<p>民生委員については、各集落から選出された方を国の委嘱により任命する仕組みとなっており、報酬が国の基準に基づいて定められています。町においては、これとは別に、町独自の手当も支給しております。</p> <p>また、民生委員を補佐する「協力委員」についても、民生委員と同額ではありませんが、一定の手当をお支払いしている状況です。国や県からの委嘱があり、基準が明確に定められているケースに基づき支給しているものであり、その点をご理解いただければと思います。</p> <p>一方、区長については、総務課にて予算化を行っており、町として区長個人への支給だけでなく、区の運営に資する目的での活用も想定しています。実際には、区の運営には副区長や隣保役員といった多くの方々の協力が必要であり、それに伴う経費については、区民から徴収されている「運営費」を活用していただく、区における日常の運営に必要な部分については、できる限りこの運営費の中で対応していただきたいという考えを持っております。</p>
吉富区	2	<p>国道 312 号線の舗装状況については、数年前から継続して改善を要望してきたところです。これまでの県からの説明では、ある年度には市川町内の区間に予算をつけているため、翌年度は神河町内を予定しているとのこと、期待して待ちましたが、実際には町内の舗装が進んでいないのが現状です。</p> <p>声を上げている理由としては、</p>	町長	<p>国道の舗装修繕については、県の担当者も現状をよく理解しており、私も毎年の県民センターとの意見交換会で要望しています。</p> <p>しかし、姫路土木事務所福崎事業所管内では多くの要望があり、なかなか思うように進んでいません。加えて、令和 7 年度の県予算が非常に厳しい状況で、補正予算でどれだけ確保できるかが鍵となっています。</p> <p>県も全く知らないというわけではありま</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		昨年度に吉富地内の一部で舗装工事が行われたものの、車両が通行するたびに路面の小石が跳ね上がり、近隣の民家や道沿いのガラスが割れるといった被害も発生しています。路面は轍（わだち）ができるほど劣化しており、通行にも支障がある状況です。現状を踏まえ、町としても県に対して強く要望していただきます。		せんので、その点はご理解ください。ただし安心せず、引き続き強く要望してまいります。
吉富区	3	町政展望の資料に「魅力と活力のある産業を育てる」という項目があり、その中で集落営農への支援事業が挙げられています。先日、吉富地区で営農組合の総会が開催され、今後の営農のあり方について議論がなされました。その中で、営農の維持が数年後には非常に困難な状況に陥るのではないかと強い危機感を感じています。特に、肥料などの資材価格の高騰が続くなかで、今年は吉富営農組合が大きな赤字を計上しています。こうした状況を踏まえ、集落営農への支援事業をさらに手厚く充実させ、地域の営農の維持・発展に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思います。	町長	福崎町でも農地面積が広い中で、今後5年、10年先の農業の将来に不安を抱えています。高齢化の進行や物価上昇が追い打ちをかけ、新たに米不足という問題も発生しています。神河町は国の方針に基づき、山間部を含めた農地の地域計画を策定中で、農地の活用方法をしっかり計画しなければ次の段階に進めないと考えています。また、国も農業政策を見直し、特に担い手の確保が重要視されています。赤字続きの農業では再生産が難しいため、大胆な政策展開が求められます。神河町としても厳しい財政状況の中で、支援可能な部分は農林政策課と議論しながら進めてまいります。
吉富区	4	蛍光灯の生産ラインが停止し、LED照明への切り替えが求められています。吉富の集落センターにおいて蛍光灯と関連設備をすべてLEDに交換する見積もりを業者に依頼したところ、約160万円の費用がかかるとのことで、大変驚いています。集落センターは大規模改修として屋根や外装の改修は実施済みであり、一度改修すれば約20年補助が使えない。コミュニティ助成の補助についても一度受けると次回の採択が難しい状況があります。このため、照明器具のLED化に対する補助制度の創設や拡充を検討していただきたいと思います。町単独での対応が難しい場合は、県など上位自治体にも協力を求めて頂きたい。	町長	他の集落からも同様の声があり、簡単に対応できる問題ではないことも理解しております。ですので、この課題は新たな問題として真摯に受け止めさせていただきます。

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

吉富区	5	<p>今年、高等学校の第1次改革再編が実施されましたが、以前の情報では3年後に第2次の公立高等学校改革が予定されていると認識しておりました。3年後ということは、今年度中に統合対象となる高校が具体的に示されることが予想されます。これまで何度も申し上げてきたとおり、神河町の誇りは、人口の少ない町でありながら公立高等学校・神崎総合病院があることの2点だと思っています。町の重要な資産であり、神崎高等学校の存続を強く御願いたい。</p>	町長	<p>病院運営はしっかりと進めていかなければなりません。県からはこれまで病院経験者を継続的に派遣していただいております。昨年からは町で直接雇用し、経営改善と健全運営に取り組んでいます。また、新たに総合戦略室を設置し、病院に精通した職員を配置してデータ整理を進めています。</p> <p>単に入院・外来患者を増やすだけでなく、例えば入院患者数の増加がどれだけ収益につながるかなど、データ分析を行い、分かりやすい資料を作成して意識改革を促し、より良い病院づくりを目指しています。</p> <p>一方、新たな問題も浮上しています。例えば、神戸市民病院は救急搬送件数が日本一ですが、30数億円の赤字を抱えています。救急搬送で利益が出るわけではなく、その背景には国の診療報酬改定が改悪されている現状があります。また、人件費の上昇も重なり、多くの病院で赤字が続いています。とはいえ、地域密着型の多機能病院という基本方針は変えず、存続に向けて全力を尽くす覚悟です。</p> <p>また、神崎高校の存続については行政側でも地方部の高校のあり方を考える首長の会を設立し、30近い自治体が参加しています。県や教育委員会にも要望を出しながら進めており、現在の県の方針としては「1自治体1学校の確保」が基本となっていますので、しっかりと担保できるよう努めてまいります。</p>
			教育長	<p>高等学校の統合再編については、西播磨地域では福崎・夢前、姫路南・網干・家島、さらに姫路市内の市立3校の統合が進められています。都市部を中心に統合が進む一方で、但馬や郡部では通学範囲が限界となっています。</p> <p>神崎高校については、現時点で統合の対象とは聞いていませんが、志願者の動向や地域の支援体制などを踏まえ、教育委員会は地域の思いも汲みながら判断を進めています。過去には千種高校の例のように、地域支援を強化して特色ある学校として存続を図ったケースもあります。</p> <p>神崎高校についても、県立校であるものの町として支援を続け、地域と連携しながら存続を目指していきたいと考えています。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

吉富区	6	<p>教育に関して、給食費の半額のみ補助がある現状について、なぜ全額補助ができないのか疑問があります。町長からは出生数が29人と報告されており、今後も子どもの数が減少傾向にある中で、給食費の全額補助があってもよいのではないかと考えます。</p>	町長 <p>私自身も以前から学校給食の無償化をマニフェストに掲げていましたが、現状は実現していません。</p> <p>しかし近年、国が学校給食費の無償化を具体化してきており、町としても単に「国に合わせる」だけでなく、この動きを意識しながら少子化対策の一環として考えていく必要があります。</p> <p>一方で、食育の観点からも応分の原材料費負担は保護者をお願いしたいという考えもありますが、国の方針転換によって根本的な考え方が変わりつつあると認識しています。今後、国の具体的な方針が示される見込みであり、来年度には実現の可能性が高いと捉えていますので、町としても適切な政策を検討していきます。</p>
吉富区	7	<p>区長会で寺前小学校と長谷小学校の統合について、ある区長さんから話がありましたが、それよりもさらに先を見据えて、小中一貫校の設置なども視野に入れながら進めていく方が良いのではないのでしょうか。</p>	教育長 <p>小中一貫校の導入については、子どもが減少する中で、非常に難しい課題です。区長会でも具体的、長谷小学校の対応が遅れているのではないかと意見も出ています。保護者だけでなく、広い範囲での意見を取り入れ、子どもたちの将来の進学状況も考慮しながら検討が必要と考えています。</p> <p>教育委員会だけで決定するのは難しく、地域の方や専門家の意見も参考にしつつ、最終的には町と教育委員会が判断します。既に他市町では小中一貫校や義務教育学校の形式も導入されており、メリット・デメリットを他地域の事例も踏まえて検討する必要があります。仮に小中一貫校とする場合、寺前小学校と神崎小学校の統合について考えると、通学距離や費用、地域住民の意見など課題は多く、今後さらに調査・研究をする必要があると思っています。</p>
大山区	8	<p>今年度の要望3項目でなく、これまでに要望していて保留になっている案件については、引き続き有効な情報として扱われているという理解でよろしいですね。</p>	総務課 <p>この要望に限らず、区長要望については町の方で一括して管理しております。要望内容については、主に総務課や建設課の担当が多いですが、すべて把握しており、現在も残っているものについては十分認識しております。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

猪篠区	9	<p>2060年に人口6,000人を維持するという目標には、合計特殊出生率2.0という極めて困難な前提があります。過去の例を見ても現実的とは言い難く、いっそ「4,000人になる」という前提で持続可能な町のあり方を考える「プランB」が必要ではないでしょうか。</p> <p>また、町内でも粟賀地域への一極集中が進んでおり、町全体のバランスを保つ地域戦略も急務です。理想だけでなく現実に即したビジョンも検討すべきではないでしょうか。</p>	町長	<p>国の地方創生政策においては合計特殊出生率2.0が目標とされていますが、神河町の現状は0.95と、東京を下回る厳しい状況にあります。その背景には、分母となる出産適齢期の女性が他地域に比べて多いという構造があり、出生数自体は市川町と同等であるにもかかわらず、出生率が低く出ているという「からくり」があります。これは裏を返せば“伸びしろがある”という見方もでき、結婚支援などの施策により改善の可能性があると考えています。</p> <p>一方で、人口6,000人という将来目標は厳しく、人口4,000人となった場合を想定したビジョンも並行して描く必要もあると感じています。減少後も町が持続可能な仕組みを作ることが重要であり、地方交付税や税收規模を踏まえた予算設計の検討も不可欠です。</p> <p>また、町内においても粟賀地域への一極集中が見られ、若者が町外に出ず中心部にとどまっているのは前向きに捉えつつ、町の南部も含めたバランスある政策展開が必要だと考えています。</p>
猪篠区	10	<p>吉富区長のご発言にもあった通り、活性化部会でも「田んぼの維持が人手不足で困難」という課題が出ていました。給料を支払えば人は集まるかもしれませんが、通年での雇用は厳しいのが実情です。</p> <p>そこで、役場や農協などに勤める若者が副業として休日に農作業に関わる仕組みづくりを提案します。人事制度としてインセンティブを持たせれば、一定の人材確保につながる可能性があります。</p> <p>また、農業政策については、国が進める「大区画化・スマート化」は中山間地には適さず、現実離れした施策になっています。中山間事業においても、補助対象が急傾斜地に限られ、緩傾斜地には予算がつかないなど、制度と実情の乖離があります。国の施策が文面通り実行されるよう、町としても機会を捉えて強く働きかけていただきたいと考えます。</p> <p>あと、学校給食費の無償化についての話がありましたが、私は</p>	町長	<p>営農の担い手不足は深刻な課題です。そうした中で新たな提案として、若手の役場職員などが休日に副業として農作業に関わり、それを人事評価にも反映させる制度を導入してはどうか、というご提案については前向きに受け止めさせていただきたいと考えております。</p> <p>行政側ではなかなか思いつかないような現場目線の提案をいただけることが、ブロック別懇談会の大きな意義であると改めて感じています。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		<p>完全無償化には反対の立場です。支払える家庭は負担し、経済的に厳しい家庭には給付で支援が望ましいと考えます。</p> <p>全国的に「一律無償化」や「ばらまきの政策」が進められていますが、それが教育上健全とは言えないのではないのでしょうか。検討いただきたいと思えます。</p>		
吉富区	11	<p>地域自治協議会の発足当初から参加してきたが、制度の目的や意義が住民にとって分かりにくいまま進んできた印象がある。人口減少や高齢化に対応するために、地区単位では難しいことをブロック単位で協力し合う仕組みは必要であると感じ、参加してきた。しかし、実際の運用では「やらされ感」や「負担感」が強く、事業計画提出の義務感に追われる形になっている。</p> <p>15年で3億円以上の予算が使われていくが、何にどう使われたのか、明確な成果やビジョンが見えにくい。例えば、高齢者向け弁当配布などの事業が、本当に今優先すべき税金の使い道か疑問が残る。各ブロックは、必要な事業が明確になるまでは、無理に使わず繰越・ストックも選択肢とすべき。</p> <p>また、住民の代表である議会がこれらの予算や方針についてどのように議論してきたのか説明が欲しい。住民が納得できる形で制度の運用を見直す必要があると感じている。</p>	副町長	<p>地域自治協議会については、議会でも何度も議論がありました。他地域でも、「本当にやらなあかんのか？」という意見も出ましたし、区長会で最初に話をしたときは、もし予算が15年くらいかけて割り振られるなら、その間に使えるようにしてほしい、みたいな話も出てました。</p> <p>でも結局、自治協議会の仕組みは、人口が減ったり高齢化が進んだりして、一つの区だけで維持するのは難しいから、ブロックで助け合っていこう、という考え方なんです。だから、各ブロックで課題を出し合って、どうやって解決していくか助け合いましょう、というのがスタートでした。</p> <p>ただ、予算が出ると、「どうやって使い切ろうか」という考えが強くなってしまって、本来の趣旨から少しずれてきたかもしれません。予算は基本1年単位で、ストックはできないので、必要なものだけ無理なく使ってほしいと思っています。</p> <p>朝来市の例では、自治協議会が地域に根付くまで10年くらいかかったそうです。神河町も同じで、今の課題を話し合いながら、10年くらいかけて少しずつ形を作っていくんじゃないかなと思います。その間に人口も減っていくので、助け合わないとやっていけないと感じるようになると思います。</p> <p>越知谷ブロックは特に助け合いの取り組みが活発で、役員さんも大変だと思いますが、一生懸命やってくれています。越知谷に比べると、人口がまだ多いため、「なぜやるのか」という気持ちもあると思います。</p> <p>とにかく、必要なことだけ無理のない範囲で進めて頂きたいと思っています。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

吉富区	12	<p>2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、2035年には介護ニーズの大幅増加が見込まれる中、家族による在宅介護が難しくなってきた現状がある。今後、介護施設の需要は確実に増えるが、神河町にそれに対応できるだけの施設数があるのか不安がある。</p> <p>さらに、介護現場は待遇面の問題から人材確保が難しく、職員不足が深刻である。町として、施設整備や人材確保、介護の持続可能性についてどう見通しを立て、どのように対策を考えているのかを伺いたい。</p>	副町長	<p>全国的に問題になっている「2025年問題」、つまり団塊の世代が一斉に高齢になるということなんですけど、うちの町では全国よりも5年くらい早くその状況がやってくると健康福祉課でも見えています。</p> <p>うちの町としては、できるだけ家で介護をしてもらう方向で頑張っているんですけど、実際には家で介護が難しい家庭も多いと思います。そうすると、施設に入ることが必要になってきます。</p> <p>施設の数で言うと、うちの町には特別養護老人ホームが2つあって、同じくらいの自治体と比べると多い方です。ただ、入っているのは町の人だけじゃなくて他の地域から来ている人もいますので、常に満床状態が続いています。</p> <p>介護保険の計画も県全体でしっかり数字を見ながら調整していて、施設の数やベッド数が足りなくならないようにしています。ただ、人手不足は大きな課題で、外国人の方も何人が雇っている状況です。これからも介護保険の計画の中で、施設の数やスタッフの不足が出ないように対応していきます。</p>
吉富区	13	<p>桜空乗賀小学校の跡地に整備された公園について、今後の維持管理費や人件費がどの程度かかるのか懸念している。特に広大な敷地であるため、管理費が高額になるのではないかと心配している。</p> <p>2年前にも同様の質問を行った際、町長からは「町のシンボリックな施設として、必ず成功させる」との力強い答弁があった。現在、吉富区では老朽化した遊具の撤去が行われ、新たな遊具がこの跡地に整備されたことから、地域としても大きな期待を寄せている。</p> <p>ただし、現時点でその施設が「子どもから高齢者まで多世代が集い、賑わう場」として機能していくのか、具体的なイメージが湧きにくく、実際には維持管理費だけが膨らんでいくのではないかと懸念がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、遊具の安全管理や施設の今後の運営方</p>	町長	<p>桜空がいよいよオープンします。町のシンボルにという思いで進めてきました。ここに至るまでには、関係する集落の方々と何度も話し合いを重ねてきました。</p> <p>当初は、民間の力を借りるPFI事業を検討していました。民間の資金で跡地に商業施設を作ってもらって、その中で公的な部分を間借りができないかと話を進めていたんですが、結局企業からの提案は「施設は行政が建てて、指定管理で管理する」というもので、PFI事業としては成立しませんでした。そこで、地域の方ともう一度話し合っ、今の形になったというわけです。</p> <p>事業費は総額で10億円を超えていて、その大部分は過疎地域向けの優遇資金を使っています。ただ、3割は町の負担で、返済もしなければいけません。運営にかかる費用は年間約2300万円で、人件費も含めています。閉鎖する神崎公民館の年間1500万円よりちょっと高いです。</p> <p>先日のブロック懇談会でも、経費についての意見が出ました。町としては、この</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		針も含めて、町としてどのようなビジョン・考え方を持っているのか伺いたい。		施設を将来も持続できるまちづくりの拠点にしていきたいと思っています。 人口が減って、核家族化も進み、車社会も変わらない中で、地域の人たちが日常的に交流して顔を合わせて話せる場所を作ることは、とても大事なことです。そういう場があることが、人口減少対策にもつながると考えています。 子どもからお年寄りまで、いろんな世代が集まって情報交換ができる場として、この施設をしっかりと運営して、みなさんの期待に応えていきたいと思っています。
地域自治協議会	14	大山ブロックで一番優先しているのが「西播磨山城へGO」アプリの搭載です。西播磨地域でこのアプリがまだ搭載されていないのは神河町だけなので、なんとか早く導入しなければならないと思っています。有志の方々と一緒に一生懸命取り組んできて、専門家からも早く載せたほうがいいというアドバイスをもらいながら進めてきました。待ちに待った回答がありましたが、なんと200万円の費用がかかるということでした。県が推進している事業でもあるので、強く働きかけて頂きたいと考えています。	町長	市川町や福崎町の山城は掲載されており、神河町も中播磨県民センターから打診を受けた際に、対応が難しいと回答しています。そのため、中播磨県民センターとしては、この事業は一旦終了したと考えており、新たに県の予算を確保することは非常に困難であるとの立場を示されています。 しかし、集落から強い掲載要望を受けましたので、7月に予定されている中播磨県民センターとの意見交換会で、この点を改めてセンター長に要望したいと思います。

【参加者】区役員11人(自治協兼務1人)、自治協1人、役場8人、議員等傍聴6人 合計26人

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

【⑤寺前ブロック/令和7年6月6日(金)】

区名	番号	会場意見	担当課	町回答
鍛冶区	1	<p>昨年から延期が続いているニガタケに関わる4組の道路事業について、今年は確実に進むのかどうかを確認したいと思います。これまでずっと延期されてきましたので、今回ははっきりとした約束をいただきたいと思います。</p>	建設課	<p>当該道路については、昨年もご相談をさせていただきながら進めているところです。</p> <p>今年の予定ですが、まだ用地測量が終わっていないため、まずは測量に入り、順調に進めば用地補償も進めていければと考えています。</p> <p>なお、山林の法面对策の工法検討をしていますので、今後の工事は南側から優先して実施していく予定です。引き続きご相談させていただきましますのでよろしくをお願いします。</p>
大河区	2-1	<p>町長からも安全安心の町づくりということで、自治協の効果的な運営の話もありましたけど、昨年度、ブロックのお金を使って危険な空き家を1件対応したんです。今、特定空き家の交渉も進んでいる話は理解しているんですけど、家の納屋のトタンが、今年の1月2月の北風で周り100メートルくらいに飛んでいます。近くには小さい子どもがいる家もあって、すごく心配します。</p> <p>それに、ハクビシンとか野生動物の目撃情報もあって、なんとか早く対処してほしいです。寺前ブロックには話をあげたんですけど、町の意見を聞くように言われて、事務局長に聞いてもらおうと「対応できない」という返事だったんです。昨年は対応してもらえたのに、今年は何故ダメなのか、区長として説明しないといけないので、その理由を教えてください。</p>	総務課	<p>自治協の予算については、各地域自治協議会で議論し、使い道を決定していただくことが大前提です。今回、大河区から要望があった件についても、自治協内でどのように議論・決定されたかが重要と考えています。</p> <p>自治協で決定された内容については、町としてその方針を尊重し、予算の活用に問題はないと考えています。まずは寺前ブロック内で自治協のコンセンサスをしっかり取っていただきたいと思います。</p>
大河区	2-2	<p>私が聞いている答えと違う答えが返ってきたんですけども。事務局長が行かれた時に、なぜ反対されたのか、その説明を聞きたいんです。寺前ブロックでも話に出たのですが、一住民のために使うのはよくないという意見は私も理解しています。一方で、この家がバラバラになることで周りに影響が出てしまい、安心・安全の町でなくなってしまうんですね。</p> <p>それなのに、町が使っちゃいけないという返事をしたのは何故か教</p>	総務課	<p>町としては「使ってはならない」という回答はしていないと理解しています。自治協議会の中で課題があり、その部分についてはコンセンサスを取るようお願いしているところです。大河区だけでなく他の区の意見も聞きながら合意ができたものについては、町としても対応を認めてきました。担当者からは、こうした費用が今後も多くかかることが予想されるため、費用の使い方を含めて寺前ブロック内でしっかり合意形成をしてほしいと伝えていきます。以上の点をご理解いただきたいと</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		えてほしいです。		思います。
大河区	2-3	別に増額してくれと言っているのではないんです。 ブロックの中で、大河区の中で対応しろと言われたら、予算の工面はいろいろ考えます。ただ、他の区にも影響があるからダメだと言われたと聞いています。もしそうなら、この町で、地元でできないことをみんなで助け合うのが自治協の役割だと思っています。それを使わずに、何を使うのですか？	総務課	町の基本的なスタンスとしては、寺前ブロックでお金の使い方が了承されれば、その予算は使ってもらって構わないという立場です。 ただし、今後空き家問題などが増えることも考えられるので、その予算をずっと全額使い続けるのが良いのかどうかも含めて、自治協の中でしっかりコンセンサスを取ってほしいとお願いしている、ということをご理解いただきたいと思います。
大河区	2-4	他に波及するとかそういうことは一旦置いて、自治協の方で改めて大河区の現状を説明して、そこでコンセンサスが得られれば予算の執行は問題ない、ということですね	総務課	これまで、去年も含めてずっと、町の立場は変わっておりません。以上です。
鍛冶区	3	寺前ブロックで大河区の空き家の件について話し合いましたが、重要なのは、空き家がある場所には住んでいなくても持ち主がいて、その持ち主に責任があるということです。持ち主が分かっているのに対応しない状況で、もし今回手を出してしまうと、同じようなケースが出てきたときに予算を割かなければならず、前例を作ってしまうのは問題だという話になりました。たとえ持ち主が生活に困っていて対応できない場合でも、前例を作ることで他の空き家問題にも波及する懸念があります。 一方で、役場としては、危険な空き家があるならば、率先して一時的にでも対処すべきだという考え方もあります。単に寺前ブロックに任せるのではなく、役場が主体的に話し合いを進め、安全・安心のために屋根の撤去など簡単な対応なら対応してほしいという提案も出ています。 今後は寺前ブロックで再度話し合いをして合意が得られれば進める形ですが、その前に役場が安全面を重視してできる対応を検討し、交渉してもらえればという状況です。	町長	特定空き家については基準があり、その基準に基づいて協議会で対象の建物が危険空き家かどうかを調査します。危険と判断されれば、所有者に撤去を求め、必要な費用の一部は補助されます。それでも所有者が対応しなければ、行政代執行で役場が撤去し、その費用を所有者に請求する仕組みです。 しかし、現在問題となっている家屋は、現行の危険空き家の基準にはまだ当てはまっておらず、役場としては現状では対応が難しい状況です。ただし、基準が変われば対応可能になる場合もあります。 今後、同様の空き家が増える可能性もあるため、この問題については空き家対策協議会の中で改めて議論する余地が十分にあると考えています。

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

			住民生活課	緊急的に台風などで飛散の恐れがある場合には、一時的な対策としてブルーシートをかけるなどの予算を確保しています。ただし、その費用は所有者に請求する形になります。除却の手続きはこれまで説明した通りですが、緊急対策については町が簡易な対応を実施するという形です。
新野区	4	先日、自治協で議題となったのは、母屋もそうなんですけど、横にある農小屋のトタン屋根が約3分の2ほど飛んでしまっていて、特定空き家の対象に農小屋は含まれないそうです。ただ対象外として切り捨てるのではなく、危険な状態なので何とか対応してほしいということで話が終わりました。農小屋についても対応を検討お願いしたいです。	町長	危険家屋の定義は国の基準に基づいており、神河町もその基準をもとに協議会を設置しています。協議会の目的は、危険な家屋を適切に処理することです。しかし、現状では母屋の横にある納屋などは国の基準では対象外となっています。この点について、国の基準が絶対かどうか、地方自治体が独自に判断できるのかを含めて、役場で改めて確認させていただきます。
大河区	5	特定空き家の件については理解しています。大河区では非常苦しいのは、去年は寺前ブロック予算で1件対策を行いました。今回問題の家は母屋と離れが一体で、特定空き家の基準点数が90点台と基準の100～150点に達しておらず、対象になりません。地域からは「待ってられない。家族がケガするかもしれない」と強い不安の声が上がっています。ブルーシートでの応急処置も専門家からは長持ちしないと指摘され、風で飛散して周囲に危険が及ぶ恐れもあります。区長としても早急な対応が必要だと感じています。ブロックの予算を使ってでも対策を進めてほしいという強い思いがあります。国の基準で対策できないなら、町が責任を持って対応して頂きたい。	副町長	区長さんの思いは受け止めています。町としては「協議する」という表現で留まっています。現時点で「町が対応する」と断言できる状況ではありません。危険家屋問題で最も難しいのは、所有者が存在するケースです。相続放棄などで誰も管理しない場合は、公的資金を使って地域の安全を守ることは理解されやすいですが、所有者が別の場所において対応が進まないケースも多くあります。危険度が一定の基準を超えた場合には強制代執行を行い、その費用は所有者に請求しますが、回収できるかは別問題です。区長の言う隣家の危険性についても理解していますが、所有者の責任を問わずに行政が執行すると、その財産責任が曖昧になるため慎重な対応が求められており、即答はできない状況です。ご了承いただきたいと思います。
野村区	6-1	自治協議会についてですが、昨年までは役場の方も参加して予算と執行について話し合いが行われていました。例えば、野村区でA事業に20万円、B事業に20万円、C事業に20万円、合計60万円の予算で事業を進めることが、ブロック協議会で承認されれば実施できる仕組みでした。緊急で優先すべき事業があった場合に、当初の予定のうちC事業を行わずに、まったく異なるB事業に20万円を	総務課	基本的には計画通りに進めていただきたいのですが、実際には計画の変更が出てくる場合があります。それを全く認めていないわけではありません。例えば昨年、寺前地区では工事費の値上がりにより、一部の事業を中止した例もあります。このように、実施できなくなる場合もあるため、その際は自治協の中でしっかりとコンセンサスを取ってください。みんなで話し合い、こういう使い方なら問題ないと合意ができれば、その使い方は認められるとい

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		使うことが可能かどうか、その点が変わっていないか確認したいという内容です。		う立場です。まずは寺前の自治協で話し合いを進めていただきたい、ということ です。
野村区	6-2	ABCのうち、Cの予算が20万円から20~30万円に増える場合、Bの事業量を減らして10万円にし、その分をCに回すということは可能だと認識しています。ただ、まったく異なる事業に予算を充てることはできないと聞いています。その点だけ確認したいです。	総務課	自治協の活動や想いがありますよね。そこに、その事業の精神や趣旨が合っているのであれば、それは事業の変更と考えられます。例えば、ある区が既存の事業をやめて新たな事業を行うということは、基本的にこれまで認められていると考えています。
鍛冶区	7	<p>議会で決まった予算について、事務局から「決まったものは変更できない」という説明を受けました。例えば、予算を変更して改めて6月の議会にかけることはできないのかと尋ねたところ、「予算が既に決まっているから変更できない」との返答がありました。この認識には誤解や勉強不足もあったと思いますが、「議会で決まったことは絶対に実行しなければならず」という考え方には問題があると感じました。事業内容の変更や予算の配分調整は柔軟に対応できるべきだと思います。</p> <p>今回の寺前ブロックでの議論でも、緊急の事案に対しては、決まった予算の中で調整しながら柔軟に対応することが求められていると感じました。大河区のケースでももっと柔軟に予算運用できる体制が必要だと思います。今後はブロックの中で話し合い、柔軟に予算の使い方を検討したいと考えています。私自身もその点は反省しています。部会についてですが、先に各区から事業案が提出されて予算が決まってしまう。部会で意見を出すタイミングが遅く、例えば7年度に実施したい事業があっても、次の8年度予算でないと実施できないという状況もありました。初めての運用で手探りの部分もあったものの、予算についてももっと柔軟に対応できる余地があるのではないかと感じています。役場側は議会で決まった予算を通す以上、変更は難しいとの認識が強いようですが、もう少し柔軟性を持って対応してもよいのではないかと考えています。</p>	<p>総務課</p> <p>寺前ブロックに対する活動資金はあらかじめ決まっており、その額を超えて役場が追加で支出することはありません。これは全7ブロック共通のルールです。各区の事業には緊急性や優先度の違いがあるため、自治協の中で十分に話し合いを行い、共通の課題であればしっかり議論してほしいと願っています。</p> <p>例えば、鍛冶区長からの「7年度に実施したいが8年度にずれ込んだ」という話も、寺前ブロックの予算枠内での調整が必要であり、8年度に実施するしかないということです。大河区の事例のように、前年に認められた使い方が今年度も続くことで他の事業に支障が出るのではないかと不安もあるかと思いますが、そうした点も含め、自治協内でしっかりコンセンサスを取るようお願いしています。</p> <p>今後もこうした議論は多く発生すると思いますので、自治協での話し合いを重ねてほしいという立場であることをご理解いただきたい、という内容です。</p>	
			町長	<p>新年度に自治協で策定した予算についても、年度途中で緊急性の高い事業が発生した場合には、自治協議会内で協議し、合意が得られれば、予算の組み替えは可能です。役場としても、それを認める立場です。</p> <p>そもそも町の通常の予算でも、当初に計上した事業よりも優先すべき案件が出てきた場合は、補正予算を組んで対応しています。したがって、自治協の予算についても、当初決めた内容を固定的に運用するものではなく、状況に応じて柔軟に対応して構わないという考えです。</p> <p>大切なのは、自治協議会内でしっかり協議し、合意を得た上で進めること。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

				<p>自治協の制度は、町が行う公共事業で手が届かない地域の細かな課題に対応するための仕組みであり、過度に縛る意図はありません。</p>
			副区長	<p>自治協の活動に関しては、以下の2点が基本的な条件となっています。①活動内容はブロック内の共通課題であり、合意形成がなされたものであること。②予算の上限は、人口などに基づく計算式で決まっており、寺前ブロックにも上限額が設定されていること</p> <p>この上限額の中で、各区が11月までに翌年度に実施する事業内容を決定し、提出された計画がその年度の実質的な上限額となります。</p> <p>ただし、その後の部会や協議の中で事業内容に変更が生じた場合でも、上限額の範囲内であり、かつブロック内で合意形成がなされるのであれば、計画の変更は可能です。これまでは「一度提出したら変更できない」という誤解があったようですが、今回改めて、予算の範囲内であれば内容の変更は認められる認識をお待ちください。</p> <p>なお、判断に迷われた場合は、遠慮なく総務課の事務局へ相談いただき、必要に応じて一緒に協議させていただくようお願いします。</p>

【参加者】区役員 16 人(自治協兼務 1 人)、役場 12 人、議員等傍聴 4 人 合計 32 人

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

【⑥小田原ブロック/令和7年6月10日(火)】

区名	番号	会場意見	担当課	町回答
宮野区	1-1	町政展望の資料に記載されている「地域自治協議会の効果的な運営」「地区防災計画の作成」「防災リーダーの育成支援」について、説明をお願いできますでしょうか。	住民生活課	<p>現在、地区防災計画は20数地区で作成が進んでおりますが、未作成の地区もございます。町としましては、そうした地区に対しても協力しながら作成を進めていく方針です。</p> <p>また、県の補助事業を活用することで、専門家の派遣などの支援も受けられます。制度については、区長会等でご紹介していますので、ぜひご活用ください。</p> <p>防災リーダーの育成については、防災士資格取得の補助制度があり、地域で活躍する人材の育成を進めています。今後は、防災リーダーを対象とした講演会や勉強会の開催も予定しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
			町長	<p>今回の第3期地域創生総合戦略では、新たに「地域自治協議会」の運営を重要な取り組みとして位置づけております。第2期までは含まれておりませんでした。各地域自治協議会が立ち上がったことを受け、持続可能な地域づくりの核としてしていく方針です。</p> <p>町内を7つのブロックに分け、それぞれに集落支援員を配置することで、事務局機能の強化を図ってまいります。各ブロックでは、地域ごとの課題に応じた取り組みについて協議が進められており、地域主体の活動が展開されていきます。</p> <p>また、各ブロック間の情報共有を促進するため、年2回の連絡会議を開催し、取り組みの実施状況や課題のすり合わせを行っています。さらに、2か月に1回開催される定例区長会においても、各自治協の活動状況について報告・共有を行っています。</p> <p>あわせて、町の広報誌などを通じた活動の周知・PRにも取り組みます。地域自治協議会発足から5年を目安に、地域住民へのアンケート調査を実施し、地域満足度や課題解決に関する評価を行い、その結果を地域に還元することによって、地域への愛着や定住意欲の醸成につなげてまいります。</p> <p>町としても、立ち上がった地域自治協議会の円滑な運営に向けて、引き続きしっかりと支援してまいります。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

宮野区	1-2	町長がおっしゃったように、5年後にアンケートを実施して地域の満足度を確認するという事は、地域自治協議会の取り組みに対して点数を付けられるということでしょうか。	町長	アンケートの実施は、各地域自治協議会に点数をつけることを目的としたものではありません。あくまで町全体としての地域づくりの満足度や課題の傾向を把握するために行うものであり、個別のブロックごとの優劣を評価するものではないことをご理解いただきたいと思います。 アンケート結果は、町として責任をもって集計・分析し、地域全体の傾向を把握したうえで、各ブロックにもフィードバックを行い、今後の取り組みに役立ててまいります。
宮野区	1-3	地域自治協議会の効果的な運営については、本来、行政が積極的に支援していくべきですが、十分に支援が見えない中で、「満足度を確認します」と言われても、私たちとしては少し納得しがたいものがあります。	町長	これまで、過去10年間にわたり、地域創生に取り組んでまいりました。その都度、地域の皆さまにはアンケートにご協力いただき、現状や課題を把握してきました。 今回のアンケートも、第3期地域創生総合戦略の最終年度にあたる5年目に実施を予定しており、戦略で掲げた満足度の目標がどの程度達成されているかを確認するためのものです。その趣旨をご理解いただければ幸いです。
宮野区	1-4	地域自治協議会が発足した際、区長会では「区長には迷惑をかけない」と説明がりましたが、実際には多くの負担が区長や役員の方々にかかっているのが現状です。特に役員のみならず手が少なくなっている中で、その負担感は一層深刻化しています。 こうした状況を踏まえ、自治協の現状や困りごとを行政が積極的に吸い上げ、具体的な支援策をしていくことが求められています。 今後は、現場の負担軽減に向けて、より一層の行政支援の強化をお願いしたいと思います。	町長	現在、地域自治協議会の運営は主に区長を中心に行われているのが実態です。役場としては、より多くの地域住民の参加を得て、横のつながりを強めながら運営されることが理想であると考えています。 先進地の事例として、特に朝来市では、区長が担っていたものの、徐々に役割分担が進み、バランスの取れた運営が実現してきたと報告されています。このような形が自治協の理想的な姿であると役場は認識しております。 一方で、立ち上げから1~2年の段階では、区長をはじめ関係者に大きな負担がかかっているのが現状です。この実情を踏まえ、役場としても単に予算を付けて運営を任せるだけでなく、地域の区長や役員の方々へ寄り添い、共に運営の在り方を考え、相談に応じる姿勢を強化していきたいと考えております。 役場は今後も地域と一体となり、自治協議会の持続的な運営を支えてまいります。
宮野区	1-5	朝来市の地域自治協議会の活動状況については、立ち上げにあたりホームページで詳細を確認しました。地域自治協議会の運営が安定	町長	今年度に入ってから、「役場から自治協議会の会議にはもう出席しません」ということになったのであれば、それは非常に問題があると思います。

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		<p>し、満足度が高まるには1~2年ではなく、5年、場合によっては10年単位の時間がかかることも理解しています。</p> <p>そうした長期的な視点で満足度を評価することは重要ですが、その間に町としてももっと積極的に向き、支援を強化していく必要があると感じています。実際、昨年度までは理事会に町の担当が毎回出席し、アドバイスをしながら運営を支えていましたが、今年度に入ってから支援が大きく減少しています。</p> <p>このような現状を踏まえ、今後はより一層の行政支援の充実を望む声があることを理解していただきたいと思います。</p>		<p>役場には地域自治協議会の担当が総務課におりますので、今後も地域の皆さんと一緒に考え、支援していきたいと考えております。</p>
			総務課	<p>小田原ブロックは、地域の課題に先進的に取り組んでいただいていると認識しています。しかし、7つある自治協議会すべてで予算を使い切れている状況ではなく、そうした面も含めて支援の強化と寄り添った効果的な運営を進めていきたいと考えています。</p> <p>昨年度までは小田原ブロックに担当職員が定期的に訪問していましたが、越知谷や寺前ブロックなど一部の地区では担当が訪れていない場合もあります。ただし、全く訪問しないわけではなく、相談には必ず応じていく方針です。</p> <p>また、必要に応じて総務課の職員が訪問し、事務局の方から課題について相談があれば一緒に対応していきたいと考えています。訪問が減少していることについては誤解のないよう、ご理解をお願いしたいと思います。</p>
上小田区	2	<p>上小田地内の県道は、峰山高原への観光客増加に伴い交通量が増えている一方、センターラインがない箇所があり、道幅が狭く見通しも悪いため非常に危険な状況です。特に上小田集会所付近の約130m区間については、令和5年度に用地立会いが終了し、令和6年度には用地交渉の予定でしたが、現在のところ進展が見られません。また、谷口氏宅東のカーブでは車両の停止や通行困難な状況で、竹などの倒木による通行障害も発生しています。早急な調査・測量と工事の実施が必要です。</p> <p>さらに、岸口氏車庫前の郵便ポスト付近から岸本氏宅の古い車庫間の側溝は老朽化が進み、水路機能を十分に果たしていないため、早急な改修が求められています。</p> <p>これらの県道改良については、区から町を通じて県へ継続的に要望頂いていることに感謝していますが、長年進展が見られない現状に対し、県の今後の計画や地元説明会の開催予定が無いかについても伺いたいです。</p>	町長	<p>毎年同じ要望を出している中で、一時進展が見られ安心していたものの、その後県の予算がつかず停滞している状況です。私たちも兵庫県に対し継続的に要望を続けており、一刻も早く工事が前に進むよう強く願っています。</p> <p>来月7月16日に予定されている県民センターとの意見交換会では、ブロック別懇談会で出た意見をしっかり伝え、特に測量が終わった箇所については工事発注から完了までの流れを確実に進めるよう強く要望する予定です。</p> <p>測量後に予算不足で工事が長期間遅れることは、地元として納得できない状況が続いているため、その点も重ねて申し入れを行います。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

宮野区	3-1	<p>小田原ブロックからあげた消防団の活動交付金減額問題に関して、回答では「越知谷が合併した際に交付金の改正を行ったため、現状のままでお願いしたい」という内容でした。しかし、この回答は十分とは言えず、現状の交付金額が厳しいという声が出ています。</p> <p>また、交付金と個人に支払われる報酬が一緒に回答されている点もどうかと思います。私たちが求めているのは交付金に関する見直しだけであるため、交付金と報酬を明確に分けての再回答を希望します。</p>	住民生活課	<p>交付金は「人数割」と「均等割」の2つの基準で支払われています。統合により部の数が減るため、均等割の部分が減少する形となっていますが、人数割の部分は基本的に変わりません。消防団の統合は他のブロックでも進んでおり、同様の課題が今後も出てくる可能性があります。</p> <p>活動や資機材については、部の要望に応じてポンプ車の配置なども含めて柔軟な対応も行っています。</p> <p>交付金の見直しについては簡単に決められません。各消防団の会議や本部役員会で意見を聞きながら、妥当な金額について検討を進めていく予定です。これまでは交付金増額の要望は特にありませんでしたが、今回の指摘を受けて改めて検討を行いたいと考えています。</p>
宮野区	3-2	この交付金には要綱というのをごいませんか。	住民生活課	補助金の交付の要綱はございますが、各部に支払うことについての具体的な内容・詳細までは特に定められておりません。
宮野区	3-3	<p>はっきりと決められていないものに対して、「前例があるから」という理由だけでは納得できないということで指摘させていただきました。</p> <p>ポンプ車などの装備品は別の問題ですので、交付金と装備品、報酬の話は分けて、明確に回答をいただきたいです。</p> <p>こちらでやっているからこちらはやらない、という理由で、天秤にかけて一緒にまとめてしまうのはどうかと。検討宜しくをお願いします。</p>	住民生活課	<p>統合に関しては、交付金や資機材の問題があるため、それぞれ分けて考える必要があることは認識しております。</p> <p>交付金については合併当初から現在まで同じ形で運用されてきましたが、分団の再編などで状況が変わっているため、金額の大幅な引き上げは難しいものの、現状に合わせて必要な見直しを検討していく予定です。ご理解をお願いいたします。</p>
宮野区	4-1	自治協議会からの空き家対策に関する問題です。令和5年6月の区長会で、「神河町空き家等の情報提供」についてとあり、令和6年度にデータを取りまとめて「空き家等対策計画」を策定する聞いていました。前回の策定後には空き家情報を各区分長に提供頂いたと思いますが、令和6年度分は提供頂けるのでしょうか。あるいはまだ出来ていないのでしょうか。	住民生活課	空き家等対策計画につきましては、令和6年度中に完成しております。改めて区長様方に情報をご提供させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。
宮野区	4-2	元年度版と同程度の詳細な内容でお願いいたします。概要版ではなく、各戸の写真やデータも含めてください。間違いや所有者の誤認	住民生活課	ご指摘のような形で、各区分長様にご提供できるようにと考えています。よろしくお願いいたします。

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		識などについては修正依頼を行いましたので、修正分や新たに認定した情報についても、写真を添えてきちんと報告していただきたいです。	町長	いずれにしても、最終的に除去などの結論を出すにしても、区長さんをはじめ地元の皆様のご協力なしには進められませんので、しっかりとした資料をお届けいたします。
高朝田区	5	獣害柵 400mのうち、230mは完了しましたが、残りの約170mについては、基礎部分の劣化が見られるため、やり替える予定です。今回、新たに農家の方から設置の要望があり、当初の事業計画を変更して対応可能かどうかお伺いしたいです。窓口にお問い合わせしましたが、すぐに回答をいただけなかったため、改めて確認させていただきました。	農林政策課	私の方ではまだその変更の話を把握しておりませんので。事業の種類によっても対応が異なりますので、役場に帰りまして担当者と打ち合わせのうえ、ご報告させていただきたいと思います。
			農林政策課	6/16 現地確認の上区長へ回答（内容的に事業変更での対応は不可）

【参加者】 区役員 15 人(自治協兼務 1 人)、自治協 1 人、役場 13 人、議員等傍聴 4 人 合計 33 人

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

【⑦長谷ブロック/令和7年6月17日(火)】

区名	番号	会場意見	担当課	町回答
本村区	1	犬見川の葦除去を十数年前に実施をしましたが、1年で作業前と同じになりました。年度計画実施でも構いませんので除去していただけないでしょうか。獣害対策の一環にもなると思います。	建設課	町では、河川環境整備事業の一環として、立木の伐採や除草等の対応を進めております。しかしながら、同様の要望は他の地区からも多く寄せられており、限られた予算の中での対応となるため、今年度中の実施は難しい状況です。地域ごとの要望を踏まえ、順次対応を進めているところです。引き続き計画的に整備を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
本村区	2	本村区では、これまで2年に1度の開催で「ふれあい運動会」を開催し世代間を越えた交流の場づくり活動をしていましたが、区民の意向調査をR6年に実施した結果、廃止となりました。その代わりになる事業を実施したいと試行錯誤しているところです。地域住民交流と活性化を図ることを目的に県や町補助の対象にならない区事業に補助制度を検討していただけないでしょうか。	総務課	本村区における地域交流の場づくりとしては、ふれあい運動会や高峰公園での桜まつりの開催など、これまでも積極的な取り組みが行われてきました。過去には、コミュニティ助成制度を活用し、机や椅子などの備品整備を支援してきた経緯があります。今回のご要望につきましては、現時点で新たに町からの直接的な補助を行うことは難しい状況です。一方で、小田原ブロックや寺前ブロックなどでは、地域自治協議会の財源を活用し、地域行事の一部（弁当代など）への支援を行うといった取り組みも進められております。本村区におかれましても、地域自治協議会の仕組みなどをご検討いただければと思います。ご理解のほどよろしくようお願いいたします。
本村区	3	民生児童委員の定数が各区の世帯数・人口数で定数を決定されていると思うのですが、栗区を除き長谷地域では数区で1名の選出となっています。今年11月末で任期満了を迎えられ、退任される方もおられると思います。時期の推薦をしなければならぬのですが、引き受けて下さる候補者がなかなか見つからない状況です。このような状況で配置人員の見直しを検討いただけないでしょうか。	総務課	今回の懇談会では、複数のブロックから、民生委員・児童委員に限らず、各種行政委員の推薦や選出について、「担い手の確保が難しい」というご意見が寄せられました。町としては、各団体ごとに選出に関する課題を共有し、議論を進めていただけるよう、働きかけを行ってまいります。ただし、地域の皆様のご協力なくしては各団体の活動自体が立ち行かなくなる恐れもあり、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。また、民生委員の活動については、今年11月に任期満了を迎える予定となっており、区長様からのご要望に応えきれない可能性もありますが、担当課には皆様の声としてしっかり伝えてまいります。

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

			町長	<p>なお補足として、先日行われた民生委員役員との意見交換の場において、「退任予定の委員もおられるが、できるだけ現任者に継続を打診してほしい」とのご要望がありました。この場を借りて、区長の皆様にもその旨をお伝えさせていただきます。</p>
重行区	4-1	<p>犬見川の葦の除去については、昨年の実施後に大雨が発生し、刈り取った葦が水路に流れ込んだことにより、トラブルが生じたことにご存じだと思います。特に重行区においては、2つの水門を有しており、枯れ草が詰まることで、農繁期に水の流れが滞り、大きな支障が出ております。</p> <p>今後の除去作業にあたっては、単に刈り取るだけでなく、刈り取った葦の処理方法や、防止の対策（例：金網の設置等）を検討いただきたい。</p>	建設課	<p>一昨年は伐採の時期が遅れてしまった面もありご迷惑をおかけしましたが、昨年度からは、農繁期後の冬場（年末から年始にかけて）に、草や葦、根などの伐採を実施しております。加えて、伐採後の草等については、河川内に残さずできる限り場外に搬出するよう努めているところです。</p> <p>なお、取水口の金網等の設置については、関係者や受益者の方々でご対応いただきますようお願いしております。</p>
重行区	4-2	<p>水門の箇所については、私たちの方で対応するように、ということでしょうか。</p>	建設課	<p>水門付近について、たとえばごみの侵入を防ぐような簡易な網などで対応が可能であれば、受益者で対策を講じていただきたいと考えております。</p> <p>一方で、もし対策にあたって工事業者に依頼する必要があるなど、大きな費用が発生する場合には、町の補助制度（費用の2分の1を補助）も活用できますので、この制度の利用も併せてご検討いただければと思います。</p>
為信区	5-1	<p>町長による「ハートがふれあう住民自治」の説明の中で、特定の空き家除去や修繕事業が盛り込まれていることを拝聴しました。現在、人口減少に伴い空き家が増加しており、今後は老朽化による解体件数もさらに増えていくことが予想されます。</p> <p>その際に課題となるのが、解体時に発生する瓦・コンクリート・土などの産業廃棄物の処分です。これまでは、処分地であるニガタケで対応されてきましたが、現在は一般家庭からの受け入れ量が1トンまでに制限されています。</p> <p>かねてより、「新たな処分地の確保を検討している」との説明を受けておりましたが、すでに5～6年が経過しており、現在の進捗状況について伺いたいと思います。</p>	町長	<p>ニガタケの代替となる一般建設残土の処分地についてですが、現在は町が直接開発したものではなく、山陽採石株式会社が既存の採掘跡地（穴ぼこ）を活用して、建設残土の処分場として運営していただいています。</p> <p>ニガタケ処分地では、建設残土に加えて瓦などの廃材も受け入れていたましたが、町として現在のところ新規の代替処分地は確保できていない状況です。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

為信区	5-2	将来的にも駄目ということでしょうか。	町長	結論から申し上げますと、ニガタケの残土処分地の代替となる新たな産業廃棄物処理場の確保は、現時点では非常に困難な状況です。 当初は、新たに開設された民間の残土処分地に、ニガタケに搬入されている残土を移し、そこに瓦礫を埋められるのではないかと考えておりました。しかし、結果としてそれが無理でした。 したがって、町として新しい産業廃棄物処理場を確保することは、現段階では難しいとの判断に至っております
本村区	6	<p>民生児童委員の定数は厚生労働大臣の基準を参酌し、都道府県の条例で定められます。この条例制定にあたっては県知事が市町村長の意見を聞くこととなっています。各区からの要望を踏まえ、町長には県知事へ神河町における適正な民生児童委員の定数について検討し、再配置をお願いしたいと考えています。</p> <p>現在、民生児童委員の担い手確保が大変難しく、特に本村区では中々になっていただける方がいない状況です。人口減少や業務負担の増加により、現行の民生児童委員数が適正か疑問があるため、対応策として配置の見直しをお願いしたいと考えています。</p>	町長	民生委員のなり手不足は深刻な問題であり、担当課で法律面も含めて確認をさせていただきます。毎年、県知事や国に対しても、民生委員・児童委員の報酬引き上げを含めた要望を行っており、人口減少も背景に課題として捉えています。
			※当日未出席の健康福祉課からの回答	<p>神河町民生委員・児童委員の定数は、37名です。国の配置基準は、70世帯から200世帯に1人となっています。神河町の世帯数は4,130世帯（令和6年11月基準日）で、国の基準から計算しますと民生委員・児童委員定数20人～59人となり、基準の範囲内となっております。本村区担当の世帯は、本村区60世帯、大川原区31世帯、計91世帯となっております。</p> <p>以前と比べますと人口減少により担当世帯数も減少していますが、定数配置や担当区域の見直しをいたしますと、民生委員児童委員の負担増につながる恐れもございますので、次期民生委員児童委員のご意見も伺いながら、検討していきたいと考えています。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

本村区	7	<p>本村区では長年「ふれあい運動会」など区民が一堂に会する事業を実施してきましたが、昨年度は「やめたら」との声も多く、区民意向調査を実施した結果、参加を嫌う方が増えている実態が見えてきました。</p> <p>事業を中止する場合の代替として、防災教室（今月29日開催予定）や11月にグラウンドゴルフ大会を計画しています。</p> <p>また、公園でのイベント開催時の音響設備については、町や県の補助の条件が厳しいため、補助対象外の備品購入（例：芋煮会用鍋の購入など）について、別枠で10万円程度の補助を検討いただきたいです。</p>	総務課	<p>備品購入費について、音響設備がイベント用か防災用かによって適用できる補助メニューが異なる可能性があります。</p> <p>例えば、越知谷や粟賀北ブロックでは「ひょうご安全の日授業」に関連した防災訓練において、備品代として10万円までの補助が利用されています。粟賀北ブロックではスコップなどの購入に補助を活用する動きもあります。</p> <p>また、「ひと・まち・みらい課」の『ハートがふれあう補助事業』にも10万円までの補助メニューがあり、運動会やイベント以外の用途で備品を購入する場合に活用できる可能性があります。</p> <p>こうした複数の補助メニューの活用について、現時点で可能かどうかは未確定ですが、今後情報収集や検討を進め、区長さん方へも適宜情報提供を行っていきたいと考えています。</p>
			町長	<p>地域のにぎわいや絆づくりに関する補助事業については、現在の補助要綱には該当しない活動も多くあります。これらの補助要綱は数年前に定められたものであり、地域の実態に即した内容に見直す余地はあるものの、すぐに対応はできないかもしれません。</p> <p>しかし、兵庫県の互助会では、防災活動や伝統文化の備品購入、修繕に対する独自の助成事業があり、これらの活用を検討することが可能です。募集は締め切っているのですが、来年度に向けてになります。</p> <p>また、文化庁の「伝統文化親子教室」などの補助事業もあり、地域の伝統行事（例：本村区の獅子舞や秋祭りの復活など）に必要な備品購入や練習支援が可能です。申請は教育課が支援をさせていただきます。</p> <p>6月の区長会でもこれらの事業紹介を予定しており、活用を検討していただきたいと考えています。</p>
本村区	8	<p>重行区の区長から、重行の水路進入路付近に大量の木や葦、根が詰まっているとの指摘がありました。この原因の一部は本村区の河川で、数年前に消防水利の確保を目的とした除草作業後に降雨があり、水路に流入した可能性が考えられます。</p> <p>現在の河川は昔とは異なり、葦が</p>	町長	<p>犬見川の葦や草の除去については、建設課がお話したとおり、農繁期後に伐採・草刈りを行う予定であり、ホタルの生息環境も守るため慎重に作業を進める必要があると認識しています。</p> <p>また、犬見川にはオオサンショウオが多数生息しており、これは天然記念物であり、絶滅危惧種になろうとしていると言われていています。近隣の朝来市に</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		<p>繁茂することで魚が住みにくい環境となっていますが、犬見川は蛍の生息地として重要であり、むやみに葦をひっくり返すことはできません。蛍の生息促進や環境保全の観点からも、適切な河川環境の整備が必要です。</p> <p>また、ホタル祭りの片付け中に小鹿が現れるなど、河川敷内に野生動物が生息していることも確認されており、葦の除去は獣害対策にもつながると考えられます。</p> <p>予算面の制約は理解しつつも、こうした環境保全や安全確保のために、葦の除去などの対策を少しでも進めていただきたいと思います。</p>		<p>は「ハンザキ研究所」があり、オオサンショウオの保護活動や生息調査を積極的に行っています。朝来市では河川改修工事に際しても事前に生息調査を行い、それに配慮した工事を実施しています。神河町も市川の源流域であることから、蛍だけでなくオオサンショウオの保護も含めた環境保全の視点から、町として何らかの行動を起こす必要があると考えています。</p>
峠区	9	<p>町の発展には公共交通機関の充実が必要不可欠だと考えております。長期総合計画にも播但線の利用促進が掲げられております。最近、ネットニュースで播但線と姫新線の比較の記事を拝見しました。その中で、播但線は国鉄時代の古い車両に対し、姫新線は新快速型の快適な車両が導入されていることが書かれておりました。この差は利用者数の違いや、住民や関係市町村の熱心な取り組みの違いによるものようです。</p> <p>播但線はかつて阪神大震災発生時には重要な位置づけがありましたが、現在はその役割は薄れているという結論も出ております。私も春に姫路での会議に参加した際、委員(市町OB)の方々が姫新線を利用されており、退職後も利用されているようです。利用促進を進めるにあたり、計画機関は町であり、実施機関は町民だと考えております。町が計画を立て、町民が積極的に利用することが重要だと思います。</p> <p>また、岡山県の真庭市では、JR西日本に1億円出資し株主となることで、意見を言える立場を確保しております。京都府亀岡市も同様に1億円出資し、要望を行っていると聞いております。利用促進については町単独で大きな事業を行うのは難しいため、沿線の市町村と連携し、利便性向上に向けて取り組んでいく必要があると考え</p>	町長	<p>私は町長就任以来、播但線の利用促進の要望会には参加させて頂いています。以前、長谷駅の停車問題があり、その際には兵庫県の担当課が初めてオブザーバーとしてJRとの交渉に参加しました。一方で、西播磨地域の姫新線については、従来から西播磨県民局が主体となり沿線自治体と連携してJRに利用促進の要望を行ってきたため、利用促進の取り組みに違いがあると感じております。播但線は日本海側と播磨を結ぶ山陰本線も含めた広域的な要望活動を行っていますが、姫新線の方が自治体の連携が強い印象です。</p> <p>JRは利用密度が2,000人を下回る路線については上下分離も検討されており、令和5年から3年間、町は利用促進に取り組んできました。播但線の寺前～和田山間の利用密度は10数年前は約3,000人でしたが、コロナ禍の影響もあり一時は700人台まで落ち込みました。その後、利用促進の取り組みで現在は約1,050人まで回復しています。しかし目標の2,000人にはまだ遠いのが現状です。今年は3年目の最終年であり、先日グリンデルホールでJR社長や国交省関係者も参加する集会を開き、地方路線の課題は自治体だけで解決できる問題ではないことも訴えました。今後はワーキングチームで協議を重ね、利用促進策について検討を続けていく予定です。今日のお話も参考にさせていただきます。</p>

令和7年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

		ております。		
重行区	10	<p>4月に教育長に就任されたということで、長谷小学校の問題については、すでに十分にご承知のことと思います。</p> <p>先日の運動会でも、生徒数が9人、幼児も9人のため、「あと2~3年すれば倍の人数になる」といった話もあったかと思いますが。</p> <p>しかし、10年前には生徒数が30人ほどいた時期もありました。</p> <p>その当時は、川上小学校の児童が長谷へ移ってきたこともありました。そのうえで、今度は寺前に行けと言うのか、というような議論もあったと記憶しています。</p> <p>あれから10年が経ち、生徒数は年々減少しているのが現状です。</p> <p>町としての方針もあるとは思いますが、現在の状況を踏まえ、教育長としてこの問題についてどのようにお考えか、一度お聞かせいただければと思います。</p>	教育長	<p>長谷小学校の課題については、少子化の影響を大きく受けており、町全体としての重要な課題であると認識しております。これまで、長谷小学校の保護者の皆様を中心にご意見を丁寧に伺ってきたところです。しかしながら、在籍する児童数が少ないことから、保護者の数も限られており、さまざまな意見があっても、なかなか声に出しづらい状況があると理解しております。</p> <p>今年度については、これまでのように保護者の声を丁寧に伺うとともに、区長や民生委員をはじめとする地域の皆様、そして将来的にこの地域で子育てをされる可能性のある方々のご意見もお聞きしながら、「この地域の子どもたちにとって、小学校の在り方はどうあるべきか」について幅広く意見を集約していく必要があると考えています。</p> <p>その一環として、令和8年度を目処に、特定地域における通学区域の見直し、具体的には長谷地域にお住まいの方が寺前小学校を選択できるような制度導入について検討を始めたいと考えております。その運用状況や地域の声を踏まえた上で、将来的には令和8年度あるいは9年度にかけて、長谷小学校の在り方について一定の方向性を見出していければと考えています。</p> <p>ただし、地域の関係性や住民感情にも十分配慮し、拙速な結論を避けつつも、遅そすぎることのないようバランスを取りながら進めてまいります。本日の現時点では、以上のようなお話をさせていただければと思います。</p>
峠区	11-1	<p>総務課長にお伺いしたいことがあります。町の職員が出張で、例えば神戸や姫路などへ行く場合、交通手段としてJRを利用されているのでしょうか？時間的な面も含めて、実際の運用状況について教えていただけますか。</p>	総務課	<p>出張の際は、できるだけJRなどの公共交通機関を活用するよう、管理職会議の資料等を通じて職員へ案内を行っております。私自身も、年に2~3回、神戸で開催される会議に出席する際には、必ずJRを利用するようにしております。</p>
峠区	11-2	<p>分かりました。</p> <p>昨年神戸で会議があった際に町職員の方とお会いしたのですが、そのとき「車で来ています」とおっしゃっていたので、あまりJRは利用されていないのかなと思い、お伺いしました。</p>	総務課	<p>来週、管理職会議が予定されています。毎回、会議の中でJRの利用については言葉として触れてはいるのですが、今回のお話を受けて、まだ十分に徹底されていない部分もあると感じました。ですので、次回の会議でも改めてその点をしっかり職員に伝えていきたいと考えております。貴重なご指</p>

令和 7 年度町長懇談会 会場意見と町の回答の概要

				摘、ありがとうございました。
本村区	12	<p>福崎町や市川町では、いわゆる幼保一体化の観点から「こども園」が設立されており、市川町には認定こども園も存在しています。</p> <p>町内には、公立の幼稚園と、私立の保育所がそれぞれ 2 つずつ存在している状況ですが、将来的に「こども園」の設立を検討課題として捉えているのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。</p>	教育長	<p>現時点で認定こども園の設立について、具体的な方針を定めているわけではありません。</p> <p>ただし、町内の保育園や幼稚園の園児数が今後さらに減少していくことが見込まれる中で、町外や他市町の状況を参考にしながら、将来的な施策の検討を視野に入れておく必要があると考えています。</p> <p>現段階では、教育委員会として認定こども園の設立を目指すという結論に至っているわけではなく、私立の保育園側からの統合や移管などに関する具体的な要望も受けておりません。</p> <p>ただし、そうした声や意見があるということは一定程度耳にしており、今後の動向を踏まえながら慎重に考えていく課題であると認識しています。</p>

【参加者】 区役員 15 人(自治協兼務 1 人)、自治協 2 人、役場 13 人、議員等傍聴 3 人 合計 33 人